

平成 30 年第 3 回定例会

富良野市議会会議録（第 2 号）

平成 30 年 9 月 19 日（水曜日）

平成30年第3回定例会

富良野市議会会議録

平成30年9月19日(水曜日)午前10時01分開議

議事日程(第2号)

日程第1 市政に関する一般質問

- |        |  |
|--------|--|
| 谷口正也君  | 1. 国際交流について<br>2. 小学生の英語教育について   |
| 大西三奈子君 | 1. 会計年度任用職員制度導入スケジュールについて<br>2. 健康増進法の推進に対する禁煙の取り組みについて<br>3. 学校教育について<br>4. 女性の活躍促進について |
| 天日公子君  | 1. 富良野市男女共同参画社会について<br>2. 第2次医療病院呼吸器内科の休診について  |
| 萩原弘之君  | 1. 指定管理者制度について   |
| 今利一君   | 1. 今後の医療行政について<br>2. 教育行政について  |
| 宇治則幸君  | 1. 地域農業について  |

出席議員(18名)

- |    |     |        |     |     |       |
|----|-----|--------|-----|-----|-------|
| 議長 | 18番 | 日里雅至君  | 副議長 | 17番 | 天日公子君 |
|    | 1番  | 関野常勝君  |     | 2番  | 小林裕幸君 |
|    | 3番  | 谷口正也君  |     | 4番  | 佐藤秀靖君 |
|    | 5番  | 大西三奈子君 |     | 6番  | 黒岩岳雄君 |
|    | 7番  | 後藤英知夫君 |     | 8番  | 水間健太君 |
|    | 9番  | 本間敏行君  |     | 10番 | 大栗民江君 |
|    | 11番 | 宇治則幸君  |     | 12番 | 石上孝雄君 |
|    | 13番 | 萩原弘之君  |     | 14番 | 岡野孝則君 |
|    | 15番 | 今利一君   |     | 16番 | 岡本俊君  |

欠席議員(0名)

説明員

市長 北 猛 俊 君 副市長 石 井 隆 君

総務部長 稲葉武則君  
保健福祉部長 若杉勝博君  
ぶどう果樹研究所長 川上勝義君  
看護専門学校長 澤田貴美子君  
財政課長 藤野秀光君  
教育委員会教育長 近内栄一君  
農業委員会会長 及川栄樹君  
監査委員 宇佐見正光君  
公平委員会委員長 中島英明君

市民生活部長 山下俊明君  
経済部長 後藤正紀君  
建設水道部長 吉田育夫君  
総務課長 今井顕一君  
企画振興課長 西野成紀君  
教育委員会教育部長 亀渕雅彦君  
農業委員会事務局長 井口聡君  
監査委員事務局長 佐藤克久君  
公平委員会事務局長 佐藤克久君  
選挙管理委員会事務局長 大内康宏君

事務局出席職員

事務局長 川崎隆一君  
書記 佐藤知江君

書記 高田賢司君  
書記 倉本隆司君

午前10時01分 開議  
(出席議員数18名)

## 開 議 宣 告

議長(日里雅至君) これより、本日の会議を開きます。

## 会議録署名議員の指名

議長(日里雅至君) 本日の会議録署名議員には、  
関野常勝君  
大栗民江君  
を御指名申し上げます。

## 行 政 報 告

議長(日里雅至君) この際、市長から行政報告の申し出がございましたので、発言を許可いたします。

市長北猛俊君。

市長(北猛俊君) -登壇-

おはようございます。

議長の許可をいただきましたので、行政報告をさせていただきます。

1、北海道胆振東部地震に係る対応について。

平成30年9月6日未明に胆振地方中東部を震源に発生した北海道胆振東部地震は、本市においても震度4を記録し、地震発生直後から市内全域で停電が発生したため、各部署で施設の点検を開始し、その対応に当たりました。

なお、市内の停電は、9月7日午後8時40分ごろ、全面復旧しました。

(1) 応急給水の対応について。

停電発生により、ポンプで給水している地下水利用者や水道組合より断水に関する連絡が入り始めたことから、上下水道課を中心に応急給水を開始しました。9月6日午前5時30分ごろに下御料フラノデリス駐車場で応急給水を開始し、その後、鳥沼公園駐車場、北大沼長尾宅、ふれあいセンター、市役所、山部支所、東山支所、麓郷旧藤林商店の各所で対応に当たりました。同様に、9月7日は、市役所、ふれあいセンター、鳥沼公園駐車場、麓郷旧藤林商店、山部支所、9月8日は、市役所、ふれあいセンター、麓郷旧藤林商店で応急給水の対応に当たりました。

なお、市が運営管理している水道、簡易水道の断水は発生しておりません。

(2) 自主避難所の開設について。

9月6日の停電発生後、復旧まで時間を要する見込みがあったため、同日午後5時にふれあいセンター、麓郷

小中学校の2カ所を自主避難所として開設し、市民の受け入れを行いました。ふれあいセンターでは、一時、11世帯17名が避難されました。翌9月7日は、ふれあいセンターを自主避難所として引き続き開設し、4世帯5名が避難されましたが、午後8時15分ごろの停電復旧に伴い、全員が帰宅し、午後9時に避難所を閉鎖いたしました。

(3) 停電による影響等について。

農業被害では、主に畜産において被害が発生しており、停電により乳業メーカーが操業を停止し、集乳に一時停止、おくれが発生し、生乳の廃棄が20戸で約40トン行われました。

なお、9月30日に予定しておりました富良野道路開通記念イベントであります本線上でのサイクリング大会につきましては、地震による被災地の状況及び全道的な節電の取り組みを考慮し、中止といたしました。

以上です。

議長(日里雅至君) 以上で、市長の行政報告を終わります。

## 諸 般 の 報 告

議長(日里雅至君) 諸般の報告をいたします。

9月11日会議終了後、決算審査特別委員会が開かれ、委員長に黒岩岳雄君、副委員長に水間健太君が互選された旨、報告がございました。

## 日程第1 市政に関する一般質問

議長(日里雅至君) 日程第1、市政に関する一般質問を行います。

質問の順序は、御配付のとおり、順次、行います。

質問は、11名の諸君により、24件の通告があります。

質問に当たっては、重複を避け、また、答弁に際しても簡潔にされるよう御協力をお願いいたします。

それでは、ただいまより谷口正也君の質問を行います。

3番谷口正也君。

3番(谷口正也君) -登壇-

おはようございます。

このたびの平成30年北海道胆振東部地震により被災された皆様に、心よりお見舞い申し上げます。

それでは、通告に従い、2件質問いたします。

1件目は、国際交流についてお伺いします。

個人及び市内の団体が国際交流の発展に寄与する目的を持って行う事業に対して、経費の一部を補助する本市の国際交流事業があります。海外に興味のある学生たちが、日本を飛び出す勇気を持ち、世界の広さ、文化の違いを肌で感じ、改めて富良野のよさを再確認するには、

とてもよい経験の機会を提供すると考えます。

4月17日の毎日新聞朝刊の論説に、2020年度から始まる大学入学共通テストで英語の試験は大幅に変わり、英検などの民間検定試験を合否判定に使う計画があるとのこと、その影響で、試験の点数を上げるためのコツを覚える授業に変わるおそれもあり、英語嫌いの生徒がふえる可能性も高くなることを懸念しているとあります。

日常会話から始める英会話では、完全ではなくても、まずは話しかけ、通じることの喜びを知り、楽しくなることが大切であり、英語や外国語を好きになるきっかけとして、現地での人との触れ合い、楽しい出来事などが必要不可欠だと考えます。

事業終了後に経験し感じたことなどをホームページ等で公表することで、多くの市民や後輩が世界を身近に感じることができ、共感を得て、次の希望者へつながることも考えます。その経験を生かした学生たちに今後の富良野の国際交流に貢献してもらい、高校卒業時、富良野を出る際の選択肢にも世界挑戦への扉を開くきっかけにもなると思います。

この事業に申請する学生をふやすべく、周知すべきと考えますが、見解をお聞かせください。

2件目は、小学生の英語教育についてです。

平成26年第4回定例会におきまして、後藤議員から英語教師のALTについての質問があり、いま現在では、アメリカから2名、カナダから1名、フィリピンから1名と日本の補助教員1名が在籍しています。人口2万2,000人の本市においては、平成32年度の文部科学省学習指導要領より前倒して活動するには十分だと考えます。

しかし、4月7日の北海道新聞では、道内の中学3年生の英語力は依然下位、文科省調査英検3級相当3割の記事において、2017年度の英語教育実施状況調査の結果では、中学3年生で英検3級以上相当の英語力を持つ生徒は40.7%と全国平均を下回り、2020年度から大学入学共通テストで民間検定試験導入が始まるのを控え、底上げが求められる、中・高ともトップだった福井県では県を挙げて生徒が英語で意見を交わすコミュニケーション重視の授業改善などを進めている、民間検定試験を受ける際の料金の補助制度もあり、英検などを受けた生徒の割合は中学3年生で96.4%と極めて高い、一方、道内の中学3年生は受験数が26.5%にとどまっており、抜本的な学習環境の改善や支援制度がなければ、差がさらに広がるおそれがあるとあります。

その抜本的改善として、本市の第3次学校教育中期計画にて、英語が話せるふらのっ子を目指し、幼・小・中・高の連携を十分に図りながら、クラスルームイングリッシュや英語を積極的に取り入れた言語活動等、充実した英語教育を確立する指導計画が既に行われていることを考えると、文部科学省が制定する教育課程特例校に申請

することができると思います。

この教育課程特例校とは、学校や地域の特色を生かした独自の教育課程を実施する必要が認められた場合、特別な教育課程を編成して子供の教育を実施することができる制度とあります。平成29年4月の文部科学省の特例校の全国データによると、小学校低・中学年から特例校として英語教育を実施しているのは233件、2,392校で、生活科や総合的な学習の時間等の一部を組みかえ、英語科や外国語活動等を導入しています。メリットとしては、既存の教科書にない学習成果や、以前は活躍できなかった子への活躍の場の増大、デメリットとしては、特例校の教育課程を実施することにより、子供や教員の負担がふえてしまうことが課題と考えられています。

本市としては、まず、市内の小学校数校を特例校にすることにより、小学校1、2年の低学年から、日本語の基礎を始めると同時に、英語を楽しみ、触れる時間を年間10時間程度つくれば、本市には少ない低学年用の英会話教室の代替案となり、低学年の子供を持つ御父兄からの要望に応えることもできると考えます。それに加え、海外からのお客様が多い本市ならではの特徴と、英語に力を入れている特例校のあるまちという観点から、英語教育に興味のある家族が移住するきっかけにもなると考えますが、見解をお聞かせください。

以上、1回目の質問といたします。

議長（日里雅至君） 御答弁願います。

市長北猛俊君。

市長（北猛俊君） -登壇-

谷口議員の御質問にお答えいたします。

1件目の国際交流についての国際交流事業についてですが、本事業は、市民による国際親善交流の発展を目的とした富良野市国際交流基金を活用し、市内に居住する個人または団体が行う友好都市交流、国外諸都市交流、学生、生徒の交換留学交流、国際交流人材育成活動に対し、1件20万円を限度として補助しており、平成2年度の事業開始以来、平成29年度までに個人257名、22団体が利用しております。

本事業については、市ホームページ及び市広報紙により周知を行い、事業利用後は、広報紙に報告レポートを掲載し、事業の成果について市民にお知らせしてきているところであり、今後も本事業を利用していただけるよう、周知方法について検討してまいります。

また、海外経験を生かして国際親善に寄与できる活躍する場の提供についてであります。本市には200名を超える外国人が居住し、さらに多くの外国人観光客も来られますので、交流の機会について検討していくとともに、市内の団体による外国人との交流事業の企画、提案があれば、事業を活用し、助成を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

議長（日里雅至君） 続けて、御答弁願います。

教育委員会教育長近内栄一君。

教育委員会教育長（近内栄一君） -登壇-

おはようございます。

谷口議員の御質問にお答えいたします。

2件目の小学生の英語教育について、教育課程特例校の認可申請についてであります。本市では、英語が話せるふらのっ子を目標に、児童が英語を用いたコミュニケーションを通して多様な国々の人々と交流し、協働する力の基礎となる資質、能力を育成しているところであります。

現在、本市では、本年度から、小学校において、新学習指導要領に基づく教育課程により、5、6年生では教科として年間70コマ、3、4年生では外国語活動として年間35コマを先行実施しており、また、1、2年生については、挨拶、自己紹介、ゲームなどを通して英語になれる親しむ活動を、多い学校では年間12回行っております。これらに対応するため、ALTを1名増加し、4名体制にするとともに、小学校外国語活動等アドバイザーを1名配置しております。さらに、英語の表現力を高めるために富良野を英語で紹介する教材の作成、活用を図るとともに、イングリッシュキャンプや英語でトライアルの実施、市立図書館のえいごのおはなし会など、児童生徒が英語に触れ合う機会の創出に努めているところであります。

御質問のありました教育課程特例校は、文部科学省の認可を受け、小学校低・中学年からの英語教育など特別な教育課程を編成して教育を実施することができる制度ですが、一方で、時間数確保のため、総合的な学習の時間などを削減しなければならず、本市の特色ある教育であるふるさとキャリア教育や森林学習の実施に影響を及ぼすとともに、特例校には研究発表会、公開授業、研修会の開催などが課せられるなど、教員の負担の増加が課題であると考えております。

本市においては、既に新学習指導要領の先行実施により、教育課程特例校の先行事例と比較して外国語教育の年間総時間数は余り変わらないことや、教育内容も、低学年時より、これからの英語教育において重視される聞くこと、話すことを中心とした外国語活動に先進的に取り組んでいることから、教育課程特例校指定を受け、実施する必要はないものと考えているところであります。

今後の取り組みとしては、より充実した英語教育の実現に向け、小学校教員、中学校英語担当教員、ALTなどで構成する小学校外国語活動推進委員会を中心に、小・中連携の一層の強化により、小中一貫した英語教育の推進を図ってまいります。

以上でございます。

議長（日里雅至君） 再質問ございますか。

（「了解」と呼ぶ者あり）

議長（日里雅至君） 以上で、谷口正也君の質問は終了いたしました。

次に、大西三奈子君の質問を行います。

5番大西三奈子君。

5番（大西三奈子君） -登壇-

おはようございます。

さきの通告に従いまして、4件質問いたします。

1件目は、会計年度任用職員制度導入スケジュールについて質問いたします。

会計年度任用職員制度については、2017年5月、国会で地方公務員法、地方自治法の改定案が可決されています。2016年の総務省調査では、臨時、非常勤の自治体非正規公務員は、都道府県と市町村を合わせて64万人に達し、調査開始時の2005年に比べて約4割ふえ、いまや公務員の5人に1人に達しています。また、これに置きかえられる形で正規公務員は30万人も減少しています。

この改定については、当初、働き方改革を掲げる行政の足元で働く非正規公務員の処遇改善へ向けたものという期待がありました。また、総務省の調査では、保育士や図書館司書など非正規公務員の4分の3を女性が占めており、政府が掲げる女性活躍政策から見ても、非正規公務員の処遇改善は重要な課題でした。ところが、今回の改定は、非正規公務員の低待遇を固定化し、正規公務員の削減を増長する可能性があることが明らかになってきています。

今回、会計年度任用職員という最長1年の短期契約の公務員が新設されましたが、問題は、フルタイムとパートタイムに分けられ、フルタイム職員は正規に近い生活給や手当を保障するが、パート職員は従来の非正規公務員と同じく生活保障を意味しない報酬の支給にとどまったことです。パートには期末手当の支給ができるとされたことで前進という声もありますが、パートへの期末手当は義務づけではありません。さらに、同じ仕事でも労働時間を10分、15分短くしただけで低待遇のパートに仕分けできるつくりであるため、フルタイムの数を抑制することは容易で、しかも、家事や育児を抱えて短時間働くことが多い女性には極めて不利になることが予想されます。

しかし、住民の暮らしや命に直接かわる現場業務の大半が会計年度任用職員に置きかえが可能となり、継続性、専門性、地域性が求められる自治体職員の働き方が大きく変わろうとしているため、フルタイムとパートタイムの雇用の差が大きくなることは好ましくないものと考えます。

本市においても、平成29年第2回定例会で、改正法のマニュアルを受けて、本市における現在の非正規雇用の

形態の整理、条例、規則の整備を検討したいと答弁されております。

3点、御質問いたします。

1点目に、各部署へのヒアリング等、実態把握と人材確保ができる体制づくりや働きやすい待遇が検討されているのか、取り組みの進捗状況を伺います。

2点目に、雇用環境をどのように考え、整備するのか、今後のスケジュールについて伺います。

3点目に、平成32年4月1日に改正法施行となりますが、パートタイム労働法も同日施行となり、現在の週29時間から35時間へ拡大されます。多様性社会での雇用に関し、募集や採用の対策を踏まえたフルタイムとパートタイムの雇用条件について、市長の考えを伺います。

2件目は、健康増進法の推進に対する禁煙の取り組みについて質問いたします。

健康増進法の施行を契機に、庁舎関係施設においても分煙を進め、さらには、庁舎内禁煙や自動販売機の撤廃を進める官公庁がふえてきている中、本庁舎の市民の誰もが利用するロビーに依然としてたばこ自動販売機が設置され、容易に入手できる状態となっています。

その一方で、保健福祉部においては、市民の健康を守り、さらには、医療費削減に向けた取り組みとして、喫煙及び受動喫煙による健康への悪影響について、科学的根拠をもとに、健康相談や改善への努力をしている状況と理解しています。本庁舎において、健康増進に相反する形でたばこ自動販売機の設置があることは、理解しがたい現状であります。

自動販売機は、誰のために設置しているのでしょうか。市民のため、設置しているものなのでしょうか。不特定多数の者が利用する施設を管理する者に対し、健康増進法第25条に規定された受動喫煙防止対策を積極的に進め、市民の健康を守るべき立場から、庁舎内ロビーに設置されているたばこ自動販売機を撤去すべきと考えますが、市長の見解を伺います。

また、庁舎関係施設のたばこ自動販売機について、実態把握と今後の対応について伺います。

3件目は、学校教育について質問いたします。

昨今、小・中学生の重い通学かばんが問題視されています。市内小・中学校の現状ですが、小学1年生で約3.5キロから4キロのかばんの重さ、中学生になると、通学用かばんだけで約十二、三キロのほかに、部活用かばんや書道セットなど、合わせると毎日15キロ近い荷物を背負って通学している状況です。

かばんが重たくなっている原因としては、ランドセルの規格が変わったことや、教科書のページ数がふえ、10年前と比較して小学生が38%の増加、中学生は31%ふえていることなどが挙げられます。

小学1年生の平均体重は21キロで、体重の19%に当た

る重さです。体重60キロの大人で例えると、11.4キロの荷物を背負って、毎日、登下校しているということになります。中学生になると、それを上回る荷物を背負うなどして自転車で通学し、安全性にも欠く状況であります。健康面でも、成長の妨げを懸念するところであります。

既に負担軽減の取り組みを進めている道内の学校現場では、重い通学かばんの軽量化を機に、教材を学校に置いて帰る、いわゆる置き勉強では、生徒自身が家庭学習に必要な教材を持ち帰るなど考える機会がふえ、結果として、家庭学習をする生徒がふえ、みずからの課題を見詰め、自己判断力を磨く機会になっているとの報告が上がっています。子供の自主性を育むなど教育的な効果もあらわれており、本市の学校教育計画の課題である家庭学習への主体的な取り組みを推し進める方向にある中では、効果的な方法であると考えます。

教科書等の学校置きと判断主体、児童生徒の通学における安全対策と健康面への配慮を含めて、本市教育委員会の今後の対応と方向性を伺います。

最後に、4件目は、女性の活躍促進について質問いたします。

近年は、共働き世帯の増加やひとり親家庭の増加、子供たちにかかわる重大事件の続発、核家族化に伴う地域コミュニティの低下が見られる中で、女性が仕事と家事と子育てを両立しながら活躍し続けていくためには、社会全体で支える仕組みが非常に重要であります。

本市における保育環境は、年々整備されているものの、市内の保育所は18時半までのお迎え時間から、小学校に入学した後の学童保育に通うと18時までのお迎え時間となり、企業の就業時間との関係で、母親が短時間労働への変更や勤務先の変更を余儀なくされるケースも少なくありません。これは、子育て世代の生活環境を変えてしまう大きな問題と考えます。

最近では、学童保育の終了時刻を19時まで延ばす地域も出てきている状況下において、本市においても、子育て支援を強化し、女性の活躍促進を支える必要があると考えます。

人材募集は継続されているにもかかわらず、応募がない実態があります。支援員が不足している状況で、預かり時間延長は困難であることは理解しますが、現実にはせっぱ詰まる市民がふえ続けていることに対する対策は重要であります。

過去に、総務文教委員会において少年教育について調査報告が提出されて以来、放課後児童クラブのスタッフの人材確保について、その要因を分析する必要があり、人材確保に向けては、市民に活動内容を紹介し、情報提供を行いながら、地域の方々を巻き込んだ運営を推進していくことが必要であるとの報告がなされています。また、1件目の質問における会計年度任用職員制度導入と

関連した考えも視野に入れた発想も必要と考えます。

学童保育時間延長について、教育長の考えを伺います。

以上、1回目の質問といたします。

議長（日里雅至君） 御答弁願います。

市長北猛俊君。

市長（北猛俊君） -登壇-

大西議員の質問にお答えさせていただきます。

1件目の会計年度任用職員制度導入スケジュールについて、臨時・非常勤職員の適正な任用と勤務条件の確保についてであります。現在、市役所に勤務の臨時職員は約160名、のうちフルタイムは70名、パートタイムは90名、非常勤職員は46名おり、職種、勤務時間、賃金など多岐にわたる雇用形態となっております。人材の確保に苦慮している職場もございます。

地方公共団体における行政需要の多様化等に対応し、公務の能率的かつ適正な運営を推進するため、現在の臨時・非常勤職員について、任用等に関する制度の明確化を図り、給付についての規定を整備するために、地方公務員法及び地方自治法の一部が改正され、会計年度任用職員制度が導入されるところでありますが、厳しい財政状況が続く中、多様化する行政需要に対応するために、臨時・非常勤職員をどのように確保していくのが今後の課題であります。

新たな会計年度任用職員につきましては、給料・報酬水準の見直しが必要とされており、期末手当の支給が可能となるよう、給付に関する規定を整備することとされておりますので、法の趣旨に従い、働きやすい待遇となるよう、制度設計をする必要があると考えております。導入に向けたスケジュールといたしましては、平成32年4月に改正法の施行となりますので、任用・勤務条件等について円滑に移行できるよう準備を進めてまいります。

フルタイムとパートタイムの雇用条件についてであります。いま現在、制度としては確立されておられませんけれども、単に勤務条件の確保等に伴う財政上の制約を理由として、合理的な理由なく短い勤務時間を設定し、現在行っているフルタイムでの任用について抑制を図ることは、法に適さないというふうに指示されております。法に沿った形の中で条例化に向けて対応させていただきますので、よろしく願いいたします。

2件目の健康増進法の推進に対する禁煙への取り組みについて、庁舎関係施設のたばこの自動販売機についてであります。市役所内におきましては、ロビーに1台、たばこの自動販売機の設置許可をしており、市役所以外の市の公共施設には、たばこの自動販売機はありません。

市役所内に設置の自動販売機は、富良野市白菊会が設置者であり、市といたしましては、電気料金は実費負担としておりますが、来庁者の利便性の確保とともに、母子寡婦福祉団体への支援も目的としていることから、市

庁舎の使用料は免除として許可しております。市役所内に設置されている自動販売機は、白菊会が購入、買い取りしたものでありまして、売り上げにつきましては白菊会の活動資金ともなっておりますので、設置許可の取り消しなどにつきましては、白菊会と協議を行いながら対応してまいりたいと考えております。

以上です。

議長（日里雅至君） 続けて、御答弁願います。

教育委員会教育長近内栄一君。

教育委員会教育長（近内栄一君） -登壇-

大西議員の御質問にお答えいたします。

3件目の学校教育についての小・中学生の通学かばんの重さについてであります。学習指導要領の改訂により、指導内容がふえるにつれて、教科書のページ数が増加するとともに、わかりやすさを重視した大判化が進んでおり、教材についても多様化していることから、児童生徒の通学時のかばんの重量は増加していると認識しております。

本市では、ランドセルや通学かばんの重量の実態調査は行っておりませんが、学校または学級担任の判断により、減量化を図るため、家庭に持ち帰る教科書や教材と学校に置く教科書と教材を決めていることから、児童生徒のかばんの重量は学校、学級ごとに異なる状況にあります。

しかしながら、かばんの重量化の影響については、専門家から子供たちの腰痛、首の痛みにつながるという指摘があり、通学時の事故発生の可能性も懸念されることから、児童の健康と安全を守る対策が必要であると考えているところであります。

今後、市内小・中学校の実態を把握し、その結果を踏まえ、校長会などと基本的な対策を協議し、子供たちの健康と安全を守る環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

次に、4件目の女性の活躍促進における子育て支援の強化について、学童保育の時間延長についてであります。本市においては、市内校区5カ所に児童館と学童保育センターを併設し、放課後、子供たちの安全・安心な居場所を設けるとともに、就労などにより保護者が家庭にいない子供たちに適切な遊びや生活の場の提供と、共働きの増加などによる仕事と子育ての両立に役立っているところであります。

学童保育の利用時間の延長についてであります。現在、学童保育センターは、平日午後1時から午後6時、土曜日、学校の長期休業日は、午前8時30分から午後6時まで開所しております。全道35市の状況では、公営、民営の形態にもよりますが、閉所時間は午後6時までが19市、午後6時30分以降が15市となっており、厚生労働省の調査では全国的に開所している時間は延長傾向にあ



ります。

一方、児童館と学童保育センターの運営に当たっては、児童館の設置運営要綱及び放課後児童健全育成事業の整備及び運営に関する基準に基づき、児童厚生員及び放課後児童支援員の配置が必要であり、本市においては現在2名が不足している状況にあり、児童登録数と利用実態に基づいた人員配置と補助員のシフト体制を組み、安全・安心な運営に努めているところであります。

こうした状況を踏まえ、学童保育の利用時間の延長につきましても、利用者のニーズを把握するとともに、引き続き、不足している放課後児童支援員の確保に努め、社会情勢なども考慮する中で子育て支援の充実を図ってまいります。

以上でございます。

議長（日里雅至君） 続いて、質問ございますか。

5番大西三奈子君。

5番（大西三奈子君） 1件目の会計年度任用職員制度について再質問させていただきます。

先ほどの市長におきましては、法に基づいてという形で御答弁いただいたのですけれども、現行のまま契約更新となるようなパートタイムのスライドだとしましたら、不利になることが大変懸念されている状況であります。

どう実態把握を進め、どのようにシミュレーションを立てて検討されていくのか。不利になる職員は出てこないような対策を練られると思いますけれども、市内全体で人材不足がいま起きている中で、モデルとして取り組む必要性を感じていらっしゃるかどうか、そのあたりの市長のお考えをお聞かせください。

議長（日里雅至君） 御答弁願います。

総務部長稲葉武則君。

総務部長（稲葉武則君） 大西議員の再質問にお答えいたします。

いま質問いただきました新しい会計年度任用職員の関係でございますが、私どもとしては、いままで地公法で言われていました臨時的任用職員または嘱託職員であれば非常勤の特別職というような意外と確立されていない部分が、今回、改めて、地公法または地方自治法上で確立され、いわゆる適正な任用、勤務条件の確保というふうに捉えている状況でございます。

既に、1回目といいますか、昨年12月の段階で私どものほうの実態調査をさせていただいて、今後、改めて現時点の実態調査も含めてさせていただきたいと思っています。

その中で、今回の法改正というのは、人材確保も含めてですが、あくまでも職員としての確立ということで考えてございますので、いまおっしゃるような不利益になることは実は想定していません。あくまでも、この法律に基づいて適正な人材を確保するのが法の趣旨だと思っ

ていますので、それに基づいて対応していきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

議長（日里雅至君） 続いて、質問ございますか。

5番大西三奈子君。

5番（大西三奈子君） 4件目の女性の活躍促進について再質問させていただきます。

ただいま、人材が不足している中で、子育て支援事業についても保育士の方が併用で勤務なさっている状況であったり、そういったことは伺っていますので、大変努力されていることは認識しております。

ただ、人材確保については、先ほど私が述べさせていただきました会計年度任用職員制度等の雇用条件だけで創出するのは難しいのではないかとこのように考えております。せっぱ詰まる実情に対して、早急に取り組む必要があるというふうにその必要性を感じているところであります。そういう中で、例えばファミリー・サポート・センターの活用を考えたとして、もし学童保育センターへのお迎えと実際に親が迎えに来るまでの時間の預かりを実施していただいて個人の努力で対応した場合、毎日1時間の利用として、月22回利用すると月額にして1万3,200円の負担と交通費がかかります。それから、ひとり親家庭等日常生活支援事業では、一時的な援助となり、かつ、有料で利用のハードルが高いと。

そういったところから、女性が地域で活躍していくことはやはり本当に大切なことだと思いますし、子育て支援を強化することも大切なことですので、例えば、シニア世代の健康と生きがいづくりとか、そして健康寿命を延ばすことにより、地域で子供たちが安全に過ごせることで女性の活躍を期待できないかどうか、そういったところのお考えはいかがでしょうか。

議長（日里雅至君） 御答弁願います。

教育委員会教育部長亀淵雅彦君。

教育委員会教育部長（亀淵雅彦君） 大西議員の再質問にお答えいたします。

女性の活躍促進について、現状の中ではやはり厳しい部分があり、その改善として、ファミサポを利用した中でシニア世代の活用などができないかということであり

ます。いまのファミリー・サポート・センターのサービス供給者の方々のお話の中では、やはり、元気で、いまの利用金額だけではなくて、もう少し低額でできることも可能ではないかというような御意見もいただいているところであります。そんな中で、6月の議会の中でも答弁させていただきましたが、ファミリー・サポート・センターの利用料金の設定については、利用者とサービス提供者の話し合いの中で決めていくというルールにさせていただいておりますので、いま現在の利用料金の設定を見

直すことも可能ではないかと、相談があったときにはそんな話もしているところでもあります。今後、そういうように活用されていく可能性があると思いますし、意欲のあるシニア世代の方には、ぜひ、そうした取り組みをもっとしていただければうれしいなというふうに思うところでもあります。

議長（日里雅至君） 続いて、質問ございますか。

5番大西三奈子君。

5番（大西三奈子君） 料金の設定についても御検討いただけるのであれば、子育てをされる女性の方には大変ありがたいお話かなと思います。

そこで、地域の中で、元気なシニア世代の方の活躍を期待するといった部分におきましては、周知活動などどのようになさっているのか。また、もしまだ周知活動に踏み切っていないとしたら、そういったことを広く市民に周知して活用していくことが必要と考えますけれども、そのあたりはいかがでしょうか。

議長（日里雅至君） 御答弁願います。

教育委員会教育部長亀淵雅彦君。

教育委員会教育部長（亀淵雅彦君） シニア世代等への周知ということでございますけれども、周知につきましては、現在、市のいろいろな情報を提供する中で、広報やホームページなどを活用したり、ファミリー・サポート・センターの活動のチラシをつくって各保育所等々に掲示する中でお知らせしているところでもあります。

以上です。

議長（日里雅至君） 続いて、質問ございますか。

よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

議長（日里雅至君） 以上で、大西三奈子君の質問は終了いたしました。

次に、天日公子君の質問を行います。

17番天日公子君。

17番（天日公子君） -登壇-

通告に従い、順次、質問いたします。

1件目は、富良野市男女共同参画社会について。

1項目めは、富良野市男女共同参画推進計画策定について。

富良野市の現在の人口は、8月末現在、女性1万1,643人、男性1万383人で、女性が1,260人ほど多い状況にあります。

男女共同参画社会基本法は、平成11年に制定され、20年が過ぎました。男女共同参画社会基本法には、日本国憲法に個人の尊重と法のもとでの平等がうたわれ、男女平等の実現に向けたさまざまな取り組みが国際社会における取り組みと連動しつつ着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要であると最初に記されています。

男性も女性も、性別にとらわれず、お互いの人権を尊

重し、あらゆる分野で能力と個性を十分に発揮し、自分らしく生きる社会が男女共同参画社会の目的であり、そのためにいろいろな法律が制定され、推進されてきております。略させていただきますが、一つ、DV防止法、一つ、改正均等法、一つ、教育基本法、一つ、食料・農業・農村基本法、一つ、女性活躍推進法、一つ、育児・介護休業法、一つ、政治分野における男女共同参画の推進に関する法律などが施行され、富良野市も、これらに鑑み、平成31年度からの男女共同参画推進計画が策定されますが、取り組み状況はどのようになっているのでしょうか。

富良野市の男女共同参画推進計画は、平成21年度から始まり、平成30年度に終わります。計画の実施においては、基本目標を、一つ、男女共同参画の実現に向けた意識づくり、一つ、家庭、職場、地域社会における男女共同参画の促進、一つ、多様なライフスタイルをする可能にする環境の整備として、それぞれに観点、項目、取り組み事業計画へとつながっておりますが、これらの取り組み実施状況についてお聞きいたします。

質問。

1点目は、今回、10年間を振り返り、推進計画の点検と評価、また、成果と課題は何か。

2点目は、策定に向け、富良野市の現状調査、研究はどのようにされているのか、調査の結果内容と、重点課題とするものはあるのか。

3点目は、次年度の計画の名称、計画期間、基本目標、重点施策、目標値の設定についてどのように考えているのか、お聞きいたします。

2項目めは、男女共同参画基本条例制定について。

北海道内の条例の制定は、179市町村中19市町村で、10.6%の制定率となっており、市では35市中13市が制定しています。このように少ない状態であるにもかかわらず、私は、条例の制定が必要であると要望してきました。条例は、地方公共団体が法律のもとでルールをつくることであり、男女共同参画社会を目指す条例は大きな政策であります。そして、女性行政が各担当部署に分散され、取り組まれている事業を、男女共同参画推進計画で一体化し、地域住民の人権を守り、きちんと相談に対応する総合的な事業とするものです。

富良野市の課題の一つに、男女平等の社会参画に対して不満足と思う市民の割合は、平成21年の現状値が17.1%、目標値を10%以下とし、平成26年では実績値17.2%で、達成率58%となっています。しかし、この調査は、非常に不満、どちらかといえば不満の割合で、わからない、無回答を除くとなっているデータであり、低く抑えられているのではないかと考えられますが、平成21年も26年も同じ数字であるということは、5年の間、何も変わらず、現状はよくなっていないということだと思

います。性別にとらわれず、一人の人間として能力を発揮できる社会を目指しているにもかかわらず、依然として、性別による固定的な役割分担意識や社会の慣行が一部では残っています。

このように課題は明確にありますし、課題解決に取り組む姿勢を条例制定につなげるべきと思います。このことは、富良野市民がより住み続けたいまち、そして、子供たちに誇れるまちにつながるのではないのでしょうか。そして、条例により、市民に関心を広く持ってもらい、市、市民、事業者、教育関係者の責任と役割を明確にし、地域全体でその推進計画が共有できるように進め、富良野市独自のまちづくりをしていくことが必要ではないでしょうか。

質問。

富良野市男女共同参画推進委員会では、平成29年度、30年度と条例の制定に向けて検討されていますが、進捗状況と課題について、今後のスケジュールについてお聞きいたします。

2件目は、第2次医療病院呼吸器内科の休診について、富良野市の対応についてお聞きいたします。

地域センター病院である富良野協会病院では、呼吸器内科を9月25日から休診することになり、8月から病院内の入り口掲示板にお知らせが張ってあります。9月には、予約のみの患者の受け付けで、週1回の診療となっています。

休診に当たり、富良野協会病院の対応として、呼吸器内科を受診している患者に対して今後どのような方法で受診をしていきたいのかを問い、紹介状を出し、転院させる手続をとっております。その結果、富良野協会病院循環器内科で診てもらおう方、市内病院へ移る方、旭川医大や専門の旭川市内の医療機関に行く方がおり、患者は病状により受診病院を選んでいるとお聞きしています。

しかし、専門医に診てもらいたくても、旭川まで行き、帰ってくるまでの体力がない人や、交通費の経済的負担によって行けない人がいるのではないかと、また一方では、富良野協会病院で診察を受けたいが、専門医に診てもらわなければならないと、旭川まで行かなければならない人がいると思われれます。呼吸器内科の先生がいなくなることにより、市民が安心して診察を受けられないことは、市民生活にとって大変な損失であり、早期の診療開始を願うところで。

質問。

富良野協会病院では、呼吸器内科が9月25日から休診となります。富良野市の現状の把握と今後の対応はどのようになっているのか、また、病状が重くならないように旭川の専門の呼吸器内科まで通わなければならない人への対策として、呼吸器内科診療開始までの間の交通費の助成はできないのか、お聞きいたします。

1回目の質問を終わります。

議長（日里雅至君） ここで、10分間休憩いたします。

午前11時04分 休憩

午前11時12分 開議

議長（日里雅至君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩前の議事を続行いたします。

御答弁願います。

市長北猛俊君。

市長（北猛俊君） -登壇-

天日議員の質問にお答えいたします。

1件目の富良野市男女共同参画社会についての1点目、富良野市男女共同参画推進計画策定に向けた10年間の基本目標の点検、評価、成果と課題については、計画策定後、富良野市男女共同参画推進委員会において、計画に掲げている27の取り組みについて、関係部署での進捗状況を確認し、男女平等を育む家庭教育の推進、男女均等雇用機会と待遇確保の啓発、安心して子育てができる環境整備等の毎年度の取り組みについて協議、検証してきておりますので、これから計画全体の評価を行ってまいります。

策定に向けた調査研究は、庁内部署ごとに実績と課題を取りまとめ、庁内議論し、委員会に諮っていく予定であります。

次期計画の名称、計画期間、基本目標、重点施策、目標値につきましては、現計画の検証を行った後、第3次北海道男女平等参画基本計画を参考に設定していくとともに、女性活躍推進法が成立したことを受け、男女がそれぞれ仕事や家庭生活で両立できる環境づくりと、女性が政策・方針決定に参画し、ライフステージに応じた働き方を選択できるように、女性の活躍を推進するように計画に取り入れていきたいと考えております。

2点目の富良野市男女共同参画基本条例制定についてであります。男女共同参画推進委員会での検討進捗状況と課題、今後のスケジュールについては、平成28年度、平成29年度の委員会において条例制定の必要性について検討を行ってきました。

道内市町村の条例制定状況は、平成29年4月1日現在で13市6町の制定となっております。これらの市町村の制定の背景、条例の内容などを参考に、今年度の計画策定にあわせて検討してまいります。スケジュールとしましては、計画の策定を年度内としておりますので、条例の制定についても同時期までに一定の方向性を出していきたいと考えております。

次に、2件目の第2次医療病院呼吸器内科の休診についてであります。富良野医療圏の2次医療を担う富良

野協会病院の呼吸器内科は、旭川医科大学の呼吸器内科専門の出張医により週2回の外来診療を行ってきておりますが、本年4月より富良野協会病院の内科の常勤医師が不在となり、呼吸器内科をフォローする体制がとれなくなったことから、6月からは週1回の診療となり、10月からは休診となる状況であります。

呼吸器内科の外来患者数は、昨年度は延べ2,675人で、毎月約220人が受診しております。休診後の患者の動向としましては、協会病院内科で引き続き診療を行う患者もおりますが、多くは、旭川医大を初め、他の呼吸器専門医のいる医療機関に転院する状況であると伺っております。

本市の今後の対応といたしましては、今回の休診の要因が内科常勤医が不在となったことであることから、内科常勤医の確保を最優先に協会病院と医師会と連携して取り組んでまいります。また、他医療機関に紹介された場合の交通費の助成につきましては、他の診療科においても、病状や治療の内容によって専門医のいる医療機関に紹介される場合、交通費は患者本人が負担して受診しており、公費による助成を行う考えはありません。

以上です。

議長（日里雅至君） 再質問ございますか。

17番天日公子君。

17番（天日公子君） 1点目の男女共同参画推進計画策定についてでございますが、いま答弁いただいた時点では余り進んでいないということだと理解いたしました。

そこで、これからするのであれば、私からも、策定において、こういうことはどうなのかということは何点かお話しさせていただきたいと思っております。

まず、先ほど1回目に質問しましたように、いまは世の中も大分変わってきておりますが、依然として、家庭、職場、地域において、男性が優遇されていると感じている人の割合が変わっておりません。でも、何年かたっておりますので、その状況の調査を早急にすべきだと思います。それから、女性でセクシュアルハラスメントを受けた経験のある人、女性、男性で配偶者などからの暴力を受けている人、そういう調査もあわせて行い、計画の策定に入れていただければと思っております。

先ほど、大西議員からも子供・子育てのお話がありましたが、あれもやはり女性の社会進出の課題の一つでありますので、そういう課題が富良野市ではどれとどれとどれがあるか、そして、それに対してどこを重点に推進計画を立ててやっていくかということを確認していただければと思っております。

もう一つは、女性活躍推進法が平成27年にできましたが、富良野市でも行動計画を策定しております。そこで、この男女共同参画推進計画との関係はどのようになるのか、この点について質問させていただきたいと思っております。

議長（日里雅至君） 御答弁願います。

市民生活部長山下俊明君。

市民生活部長（山下俊明君） ただいまの天日議員の再質問にお答えしたいと思います。

まず初めに、1点目の提案ということでございましたが、男女共同参画推進計画の策定作業に当たりまして、今後のスケジュールについてここでお話をさせていただきます。

今回、平成30年度が最終年度でございますので、毎年、委員会を開催して検証しているところでありますが、来月をめぐり、庁内の策定委員会、また、男女共同参画推進委員会の開催を予定しております。庁内の策定委員会というのは、先ほど1回目の答弁でお答えさせていただきましたように、さまざまな項目で27の取り組みについてそれぞれ検証しているところでございまして、天日議員から御提案のありましたいままでの調査につきましても、その取り組みの中で、例えば、多様なライフスタイルを可能にする環境の設置、相談体制の充実というところ、女性に対する暴力、DVの相談窓口の充実という項目立てがございますので、各部署がこの庁内の策定委員会に実績と課題を持ち寄った上で、当然、次期計画の推進計画に反映していく必要についても議論していくことになろうかと思っております。そこも含めまして、いまいただいた意見は、提案ということで来月からの協議の場に持ち込んでいきたいと考えているところでございます。

また、2点目の女性活躍推進法との関係性ということです。

今回、富良野市で平成31年度からの推進計画を策定するに当たり、北海道でことしの3月に第3次北海道男女平等参画基本計画を公表しておりまして、こちらのも一つの目安、参考として活用していきます。富良野市ではまだできていませんので、いまは道の話させていただきますが、道のほうでも、女性活躍推進法が成立したことを受けて、大きな項目の中に、例えば、働く場における女性の活躍促進という項目を新たに設けたり、ほかにもDV法を含めて男女平等参画基本計画を策定しております。こちらの資料も条例制定や計画の策定に向けて富良野市の推進委員会に提供してございまして、今年度末の策定に向けて委員会で協議していただく予定でございます。

以上でございます。

議長（日里雅至君） 続いて、質問ございますか。

17番天日公子君。

17番（天日公子君） いま、全般的に答弁していただきましたが、一つずつ、再度、質問させていただきます。

いまある計画を継続していくのが前提であるということですが、そうすると、いま現在、審議会への女性登用

の促進について、現状と今後の目標値についてはどのように考えていますでしょうか。

議長（日里雅至君） 御答弁願います。

市民生活部長山下俊明君。

市民生活部長（山下俊明君） 天日議員の再質問にお答えいたします。

審議会への取り組みですが、こちらは、平成29年度、平成30年2月1日に開催されました富良野市男女共同参画推進委員会の議案の中に、各関係部署から実績を上げて委員会で検討した資料がついております。審議会ということで行きますと、審議会等への女性登用については、その促進という推進項目がございまして、当面は審議会への女性登用の促進を取り組み課題として掲げております。ただ、計画に掲げているものは、数字ではなくて、女性の登用に向けた啓蒙という目標になっておりまして、そうした取り組みの実績報告となっております。

いまは表を見ながらお話をしていますが、数値目標のない計画も多々ございまして、例えば、啓蒙チラシとか、子育てガイドマップを作成して配布するという計画がございまして、所管のこども未来課で見直しをして400部作成したという実績など、そうしたものが各部署から上がっております。

以上でございます。

議長（日里雅至君） 続いて、質問ございますか。

17番天日公子君。

17番（天日公子君） 道の資料を見ますと、富良野市の審議会の女性登用については約28%で、目標値が30%になっております。しかし、道内のほかのところでは、上川を見てもいまは女性登用が40%近くになっている状況にあります。それぞれの地域の特徴はあると思いますけれども、富良野市は30%になっていない。その理由はということなのか、いまお聞きしても明確な答弁はいただけないと思いますが、そういうことも勘案して今回の策定に当たっていただきたいと思っております。

それから、相談体制の充実についてであります。いま女性からの相談体制の充実を目指して計画を立てているというお話ですが、どのように充実させていくのか、わかる範囲でお答えをお願いしたいと思います。

議長（日里雅至君） 御答弁願います。

市民生活部長山下俊明君。

市民生活部長（山下俊明君） 天日議員の再々質問にお答えいたします。

それぞれの取り組みについての数値目標の考え方、また、いまおっしゃいました相談体制をどのようにして充実していくのかという内容の検証、課題解消に向けての取り組みをどのように反映していくのかということだと

思います。

男女共同参画推進計画におきましては、御承知のように、推進委員会を設置しておりまして、計画の策定に関すること、具体的な課題の検証、それぞれの具体的な施策に関する事など、この推進委員会の中で調査研究し、議論していただいております。そこでは、毎年度の取り組みについてはもちろんですが、道の計画も参考に、数値目標が必要なのか、必要ではないのか、あるいは、この10年間の取り組み、課題についても、先ほど述べたような部分も含めて、庁内策定委員会において各部署の課題を出し、その取り組みについて十分なのか、不十分なのかという検証も含めてきちんと提示させていただき、年度末の策定に向けて数回の議論を重ねていきたいというふうな考えているところでございます。そのためにも、委員会の中で議論していただけるような環境整備というか、情報提供できるよう、こちらのほうでも取り組んでいきたいと考えています。

以上でございます。

議長（日里雅至君） 続いて、質問ございますか。

17番天日公子君。

17番（天日公子君） ぜひ、委員会の活用をお願いしたいと思っております。

それから、条例の制定につきましては、来年の3月31日までに計画策定が終わるので、それに合わせて検討するという答弁をいただきましたけれども、道のホームページでも、富良野市の条例の制定については、平成28年度、29年度と、毎年、やりますよ、やりますよ、やりますよということで1年ごとに延びていっております。それは、できない理由があるのかなというふうに想像いたしますけれども、これは政策でありまして、やっぱり、どのような女性対策をするか、そして、男女が平等に生活していけるまちをつくるかという市長の心意気だと思うのですよ。

ですから、職員の皆さんも本当に大変だと思いますけれども、推進計画は決まっていますから、ぜひ、条例もそれに合わせて制定することを目標にやっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（日里雅至君） 御答弁願います。

市長北猛俊君。

市長（北猛俊君） 天日議員の御質問にお答えさせていただきます。

議員の御指摘のとおり、男女共同参画は、10年の経過はありますが、なかなか思ったように進んでいないのが現状かというふうに思います。そうした難しさはありますけれども、いま御指摘のあった条例制定に向けては、男女のらしさをそれぞれが認めながら、しかしながら、イメージをそれに当てはめるのではなくて、よきパートナーとしてお互いを尊重し合い、さまざまな生活の場面

で一人一人の役割、機能を十分に発揮できるような形の条例にしていきたいというふうに思っております。

一つ一つの政策につきましては、これから詰めることとなりますので、いまお答えはできませんけれども、いま申し上げたことを柱とさせていただきながら、議員が御指摘になっていることが実現できるような社会を目指して頑張っていきますので、御理解いただきたいというふうに思います。

議長（日里雅至君） 続いて、質問ございますか。

17番天日公子君。

17番（天日公子君） 続きまして、協会病院の呼吸器内科の件について御質問させていただきたいと思っております。

先ほどの答弁の中で時系列で説明されておりましたけれども、この件については、協会病院のほうから富良野市にどのような形で報告があったのか、お聞きいたします。

議長（日里雅至君） 御答弁願います。

保健福祉部長若杉勝博君。

保健福祉部長（若杉勝博君） 天日議員の御質問にお答えいたします。

協会病院からは、休診という前段にこのような形になるということでお話を伺っております。

以上でございます。

議長（日里雅至君） 続いて、質問ございますか。

17番天日公子君。

17番（天日公子君） それは、いつの時期でしょうか。

議長（日里雅至君） 御答弁願います。

保健福祉部長若杉勝博君。

保健福祉部長（若杉勝博君） 天日議員の再質問にお答えいたします。

この10月からということですので、ちょうど、天日議員の通告前、直前という時期の話でございます。

議長（日里雅至君） 続いて、質問ございますか。

17番天日公子君。

17番（天日公子君） 私は、大変残念だなと思っております。

呼吸器内科では、いままで、週2回、出張医の先生が診察してきております。そして、9月に休診するということについては、もう7月の時点ぐらいから患者さんには伝わっておりますが、市に対して休診しますよという報告がもらえなかったのは大変残念だなというふうに思っております。もしそれが早くあれば、富良野市として、結果はいまと同じような答弁をされたとしても、対策を考えることはできたのではないかなというふうに思うのです。

こういうようなことがまた起こりますと、富良野市民は本当に困ることになってしまいます。再質問しようと思っていたのは、ここの患者さんについてはお年寄りが

結構多いのですが、在宅酸素療法を受けている人たちにはどういうふうに対応されていくのか、それから、地域センター病院運営委員会とのかかわりについてはどのように考えているのか、その点についてお聞きいたします。

議長（日里雅至君） 御答弁願います。

保健福祉部長若杉勝博君。

保健福祉部長（若杉勝博君） 天日議員の再々質問にお答えいたします。

呼吸器内科の休診について、病院から市への報告のおくれと、今後に向けての連携体制という御質問でございます。

私どもも、地域センター病院の一つの診療科目とはいえ、市民の安全・安心の基盤となる病院の科目がなくなる、休診になるということは、やはり、市民に大きな不安を与えるものだろうというふうに思っています。

したがって、まずは、先ほど答弁いたしましたように、今回の根本要因となりました内科常勤医がいなくなったことの解消に向けて全力を尽くさせていただきます。そして、今後に向けては、運営委員会は年に1度ほどの話ですが、改めて、こうした診療科目の部分についても、適宜、直接的な連携、協議の場をつくってまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（日里雅至君） 再質問ございますか。

17番天日公子君。

17番（天日公子君） 内科医がいなくなって呼吸器内科が休診になるということは理解いたしました。

しかし、先ほど言いましたように、呼吸器内科に通っている人は、お年寄りとか、どうしても専門医に診てもらわなければならない人、行きたくなくても旭川に行かなければならない人です。答弁では、ほかの科目もそうなので交通費については考えていないと言われましたけれども、これについてはちょっと違うのではないかと思いますのですよ。診療科がなくなって、行きたくなくても行かなければならないのです。そういう方の交通費については、診療科ができるまでの間、交通費の補助とか、必要な人に対しては少しぐらいしてもいいのではないかと思いますのですが、再度、答弁をお願いいたします。

議長（日里雅至君） 御答弁願います。

保健福祉部長若杉勝博君。

保健福祉部長（若杉勝博君） 天日議員の再々質問にお答えいたします。

現状では富良野のセンター病院で受診できた呼吸器内科が休診によって受診できなくなるので、その部分への交通費助成と。

先ほど市長のほうから答弁させていただきましたように、現在、富良野市に診療科目がある、あるいはない、そうした中においても、場合によっては旭川や札幌に受

診する必要がある病状の患者さんがおります。いま、天日議員がおっしゃる状況も察しはするのですが、行政として、公費助成をするときにどこに線を引いてやっていくかという中で、今回の呼吸器内科の休診という部分だけを対象にした形での交通費助成はなかなか判断が難しいということで、考えていないとお答えしたところであります。

議長（日里雅至君） 再質問ございますか。

17番天日公子君。

17番（天日公子君） そうすると、内科医師が確保できない限り、呼吸器内科はいま対応されているままで行くことで仕方がないということなのでしょう。

きっと後から質問があると思いますが、内科の先生についても、本当にいつ来るのかわからない中で、待っている間、市民はどうすればいいのでしょうか。行政としてどういうふうに対応することがいいのかということについて、考えてもらえないのでしょうか。

議長（日里雅至君） 御答弁願います。

保健福祉部長若杉勝博君。

保健福祉部長（若杉勝博君） まず、内科医が確保できない、そして、それはいつまで続くのかという前段の部分につきましては、私ども市の立場では、お答えするのがなかなか困難なことと思っています。

ただ、先ほど言ったように、まずは内科医の確保を最優先に取り組むという部分につきましては、協会病院も、平成19年に新築移転したときは27名というところからスタートしましたが、この4月に19名と、かなめとなる内科の常勤医2名がいなくなりました。そして、いま、それに伴って呼吸器内科も引き揚げという状況が生まれております。何年か前に産科の医師確保ということでもこの議場で随分論議させていただきましたが、いつということは言えませんが、いずれにしても、センター病院、協会本部、道、富良野医師会ともども連携しながら、一刻も早く地域医療が守れる体制になるよう努めていくのが行政の役割だと思っております。

以上であります。

議長（日里雅至君） 続いて、質問ございますか。

（「いいです」と呼ぶ者あり）

議長（日里雅至君） 以上で、天日公子君の質問は終了いたしました。

次に、萩原弘之君の質問を行います。

13番萩原弘之君。

13番（萩原弘之君） -登壇-

通告に従い、順次、質問してまいります。

指定管理者制度は、多様化する住民ニーズに効果的、効率的に対応するため、民間ノウハウを活用し、住民サービスの向上と経費の節減等を図ることを目的として、民間事業者等も公の施設の管理を行うことができる制度

で、本市は、平成16年12月に条例を制定し、翌年、演劇工場、次に、パークゴルフ場、デイサービスセンター、ハイランドふらの、地域会館、寿光園、ふらっとなど、さまざまな公的施設を指定管理者制度により運営されております。

制度導入から14年が経過し、制度の目的に即した管理運営について、市と指定管理者との間で総合的に検証が図られ、常に民間ニーズに対応できているのか、質問してまいります。

この制度を導入して、随時、さまざまな施設で指定管理者と課題を検証し、施設及び取り組みについて改善がなされていると思うが、サービスの向上と民間ノウハウの観点からどのような検証をされているのか、また、課題について伺います。

次に、指定管理者の選定については、公募と指名とに施設の特性に伴って区別されているが、公募で指定管理者となっているその多くが長年にわたり運営されています。民間の専門的技術やその経験とノウハウなどを取り入れていくことは運営上の大きなメリットになると考えるところでありますが、指定管理者制度は、自治体との関係を明確にする上で、対等・対話の原則、目標共有の原則、アイデア保護と透明性確保の原則、役割分担と責任明確化の原則などを守ることにより、互いの意識を高め、向上を図っていくことが必要であると考え、長年にわたり指定管理者を行うことによりその関係が曖昧になることに対する対策について伺います。

次に、指定管理者制度の管理権限について伺います。

施設管理委託方法について、市が所有する公の施設の管理委託は、その施設の設置者として責任を果たす役割があるが、入場券の検認、利用申込書の受理、利用許可書の交付など、管理権限を留保した上で管理や運営をしている指定管理者についてどのような対応を図っているのか、伺います。

次に、一民間業者が複数の指定管理事業で同一施設や関連業種を運営することについて、利益分散や管理者の固着化など危惧される点があると思いますが、どのようなメリットがあるのか、伺います。

以上で、1回目の質問を終わります。

議長（日里雅至君） 御答弁願います。

市長北猛俊君。

市長（北猛俊君） -登壇-

萩原議員の御質問にお答えいたします。

指定管理者制度についての1点目の総体的検証と課題についてであります。指定管理者制度は、平成15年の地方自治法改正によって、公の施設の管理に関して導入された制度であり、公共団体、公共的団体、自治体の出資法人に限定されていた管理受託者が、法律の改正によ

って民間事業者を含めた幅広い団体へも拡大されたものであります。

本市におきましては、平成16年に公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例を施行後、公の施設に係る指定管理者制度導入基本方針を策定し、主な公の施設の管理運営に指定管理者制度を導入しており、現時点では44施設を導入しております。

指定管理者制度は、住民ニーズの多様化に対応し、公の施設の管理を効果的、効率的に行うため、多様な団体が有するノウハウなど民間の能力を活用し、住民サービスの向上と管理経費の縮減を図ることを目的としており、市全体といたしましては、公の施設の管理を民間などに指定管理者として指定することで、雇用の創出や経費節減、サービスの向上はもとより、イベントの開催など民間ならではの発想による効果を得られるものと認識しております。また、個々の施設ごとには、制度導入時や更新の際に、所管部署の評価をもとに、職員、有識者によって構成している指定管理者選定委員会で、公募に向け、住民サービスの向上や経費節減が図られているかなどの検証を行い、課題解決が図れるよう協議し、募集を行っているところであります。

しかしながら、一方では、多くの施設で申し込み者が1事業者のため、競争の原理が働いていない現状もあり、このことが課題であると考えております。

2点目の指定管理者の選定と運営の状況についてであります。指定管理者制度においては、民間事業者等を含めて対象が幅広く拡大されましたので、指定管理者選定のプロセスや手続の透明性、公平性の確保と厳格な運用が求められており、本市といたしましても、指定管理者選定委員会により、条例に規定する選定方法及び選定基準に基づき、指定管理の候補者の選定を行ってきております。

本市が指定管理者制度導入以降、全ての指定管理施設が既に3回目の指定を経ておりまして、この間、候補者選定の結果、公募施設においても同一指定管理者である施設があります。

市としては、同一事業者による指定の長期化の弊害を未然防止するため、指定更新の都度、担当部署及び選定委員会において指定管理者の評価を行ってきたところであります。また、地方自治法及び条例に基づき、毎年度終了後、管理業務に関し、事業報告書の提出を求めるとともに、必要に応じて管理業務や経理状況に関して報告を求めてきたところであり、さらに、利用者などからの意見、要望が市に寄せられた場合は、効果的な施設運営に反映させるよう、必要な協議を随時行ってきたところであります。

3点目の指定管理者制度における管理権限についてであります。指定管理者制度は、地方自治法により、施

設の利用料金を指定管理者の収入として収受させることができるものとなっております。また、施設の設定条件などで利用料金の上限額や算定方法などの基本的枠組みは定めておりますが、指定管理者の主体性を認めるため、あらかじめ地方公共団体の承認を受け、条例で設定している利用料金を上限として、指定管理者が利用料金を独自に設定することや独自サービスを付加することができる制度となっております。そのため、事業者の創意工夫によって、質の高いサービスが提供できるとともに、効率的な管理を確保することが可能であると考えております。

市としても、利用料金の設定に当たっては適正な料金設定に努めているところであり、さらに、指定管理料の設定については、住民へのサービス提供の質が低下することのないよう、適切に対応しているところであります。

4点目の複合施設と類似施設の指定管理についてであります。本市においても、同一の指定管理者が類似した複数の公の施設を管理している現状もありますけれども、指定管理者制度の導入に当たっては、個別の公の施設ごとに施設の設定目的や指定管理の内容をそれぞれ検討するとともに、候補者の選定に当たっては、申し込み事業者の提案なども選定委員会で十分に検討を行い、個々の施設ごとに選定しているものであります。

今後、指定管理の候補者選定に当たっては、管理業務計画書の内容を精査し、それぞれの施設の目的や効果を最大限に発揮できるよう努めてまいります。

以上です。

議長（日里雅至君） ここで、午後1時まで休憩いたします。

午前11時56分 休憩

午後1時02分 開議

議長（日里雅至君） 午前中に引き続き、会議を開きます。

午前中の議事を続行いたします。

再質問ございますか。

13番萩原弘之君。

13番（萩原弘之君） それでは、質問順に従い、随時、再質問させていただきます。

指定管理者制度を導入して、もう14年がたつわけでございます。時代背景、環境も変化している中で、やはり管理運営自体がかなり厳しくなっている指定管理の施設もあるのかなと。一つには、地域会館を利用されている方々の人口減ですとか、また、住民ニーズというよりは、富良野市が抱えている施設の中には、地方から来られる方など、多数の来客等々があるのかなというふう



そのことを踏まえて、検証してきた内容について、長期の指定管理の業務に携わっている民間事業者がおられると、当然のごとく、長くなりますといろいろな課題が出てくるのかなというふうに思います。このように長期で管理をしている部分の中で、片や、もう出来レースになっていることも否めない状況なのかなというふうに思いますけれども、この根本的な原因をどのように考えておられますか。

議長（日里雅至君） 御答弁願います。

総務部長稲葉武則君。

総務部長（稲葉武則君） 萩原議員の再質問にお答えいたします。

長期間、指定管理が繰り返されているケースの状況だというふうに思っていますが、先ほど申しましたように、44施設の中で、私どもは公募する施設と公募しない施設に分けさせていただいています。先ほど萩原議員がおっしゃるように、例えば、地域のコミセンであれば、地域の皆さん方にやっていただくのがいいだろうということもあって、公募しないところがありますけれども、ほとんどの施設は公募しております。

そういう中で、長期化に関する弊害については、先ども答弁の中で申し上げさせていただいていますが、弊害を防止するためには、常に指定管理者と意思疎通なりをさせていただくこととなります。それから、出来レースということでは、次の指定管理を委託する場合には、当然、いま現在やっている指定管理者とは打ち合わせはしていません。公募に際してはあくまでもリセットという考え方を持っていて、常に緊張感を持ちながら指定管理者の公募をさせていただいている状況になっていますので、その辺では、出来レースということはないというふうに私は思っています。また、指定管理を受けられた段階では、毎年毎年、きちっと報告なり、コミュニケーションをとりながら、施設の管理の関係で打ち合わせをさせていただいておりまして、苦情も含めていろいろなことがありましたら、常に指定管理者のほうに申し入れをさせていただいて、改善してもらえよう形をとっている状況でございます。

以上でございます。

議長（日里雅至君） 再質問でございますか。

13番萩原弘之君。

13番（萩原弘之君） どうしても特定の技術介入が必要であるとか、もう一つは、民間ノウハウを最大限に生かすという観点からいくと、当然、長期にわたって指定管理をすると、それだけのノウハウを取得できるという、ある意味でメリットになる部分があるのかなというふうに思います。

ただ一方では、いわゆる指定管理業者自体の考え方と、もう一点は、先ほど部長がお話をされた、いわゆる市民

ニーズを把握するためにお互いがどのような作業を行っているかということについて、1回目の答弁でお話をいただきました選定委員会の役割としてどれほどそこに貢献しているかという部分についてはどのようにお考えですか。

議長（日里雅至君） 御答弁願います。

総務部長稲葉武則君。

総務部長（稲葉武則君） 萩原議員の再々質問にお答えいたします。

もちろん、特定のノウハウとか最大限のノウハウを使うということ、長期の利点ということは私どもも考えてございます。しかし、先ほど申したように、常にリセット、リセットという考え方を持っていますので、例えば、施設のほうに苦情があったときはこういう意見があったということで私どもにも戻していただいて、市のほうにいただいた部分については、こういう苦情があったということを常に相手のほうにお話しさせていただいています。

もう一つは、選定委員会での役割というお話だったと思いますけれども、そういう部分は指定管理を出す原課のほうで既に把握していますので、こういう問題点があったということは選定委員会の中で情報共有させていただきながら実際の選定に当たっているところでございます。

以上でございます。

議長（日里雅至君） 再質問でございますか。

13番萩原弘之君。

13番（萩原弘之君） 私は、いわゆる利用者自体がどのようなサービスを受け、また、そこに満足されているかどうかという結果、評価みたいなものが選定委員会に反映されるのは当然のことであると思います。

ただ、その声をどういうふうに受け取るのか。一例を挙げますと、演劇工場では、決算報告だけではなくて、基本的に第三者評価をしています。事業やイベント、それから開催の方法など、さまざまな観点で評価をしながら、その評価によって指定管理事業者自体が向上を図っていく努力をしております。片や、ハイランドふらのは、テーブルの上にアンケート用紙等を並べて、皆さんの声を広く伺うような作業も行っています。私は、こういうことをほかの指定管理の業者にも広く反映させることこそ、指定管理の運営方法の向上という部分では必要ではないかなというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

議長（日里雅至君） 御答弁願います。

総務部長稲葉武則君。

総務部長（稲葉武則君） 萩原議員の御質問にお答えいたします。

指定管理を受けた事業者につきましては、もちろん、

民間能力の活用という観点から、日々努力していただかなければならないというふうに私は思っています。そういう観点から、市民ニーズに添えていくためには、常に利用者の声を聞くのは当然のことだと思っています。市民の声を受けた部分は、担当課のほうとのコミュニケーションの中である程度流れていますので、それをどう生かすかということも踏まえて助言なり指導なりをさせていただいているというふうに考えています。

以上でございます。

議長（日里雅至君） 再質問ございますか。

13番萩原弘之君。

13番（萩原弘之君） 先ほど、具体的な部分を出してお話をさせていただきました。基本的には、市民のニーズに添えるべき作業として、いわゆる定期化というか、そういうことが必要ではないかというふうなお話を申し上げました。

なぜ、そういうお話をするかというと、根本的に、指定管理について言えば、民間ニーズに対して行政が持つ役割以上のことをいかに対応できるか。例えば、時間的な問題ですとか、サービスの問題ですとか、行政にはないノウハウをいかに市民サービスにつなげられるかということが一番大きな要因であります。でなければ、行政側から言わせると、単純に行財政改革の一環になりかねないという面も一方で持ち合わせていると私は思っています。

そういうことから言えば、市民ニーズをどう受け取るかというところで、指定管理者ともうちょっと具体的なものを相談し合って、その施設に合った形の中でニーズを受け取る方法を具体的に示すべきではないかなと思いますけれども、いかがですか。

議長（日里雅至君） 御答弁願います。

総務部長稲葉武則君。

総務部長（稲葉武則君） 萩原議員の御質問にお答えいたします。

議員がおっしゃるとおり、経費削減ということはもとより、住民ニーズにいかに対応していくかということが非常に大きい制度だというふうに私どもは思っています。公といいますか、市直営でやるよりも、民間の活力なりノウハウを活用することによって、市民がより利用しやすい施設にするのが目的だと思っています。

その部分で市民ニーズの把握の定期化ということだと思えますけれども、先ほどおっしゃっていただきましたように、各施設では利用者の声とか第三者評価ということもあります。そういう部分で捉えておりますが、全ての施設がそういう部分をやっているかどうかというのは、正直、把握していませんので、今後も、そうしたことを十分生かしながら、より市民ニーズに添えていけるように、指定管理者とも改めて協議をさせていただきたいと

いうふうに思います。

以上でございます。

議長（日里雅至君） 再質問ございますか。

13番萩原弘之君。

13番（萩原弘之君） それでは、次に移らせていただきます。

2点目の指定管理者の選定と運営の状況についてお話をさせていただきます。

私は、この制度に対して、いわゆる四つの原則をお話しさせていただきました。なぜ、この四つの原則が基本的に行政と指定管理者の間で必要な原則であるかというお話の中で、2点お伺いさせていただきます。

まず、指定管理を結ぶ段階の中で、経費の算出という観点でお話をさせていただきますが、指定管理というのは、基本的には、管理運営を行うための経費を行政がある程度算出して、その積算によって指定管理料が決定されます。また、そこに利用料金等が発生する場合は、この利用料金を算定していく中で、利用料金に対する差額分を指定管理料としてというような一言が盛り込まれております。

ただ、ここでちょっと気になるところは、基本的に、この収入の部分で、売上げが伸びたら翌年はその数字をもとにして指定管理料が下がるというような一言があり、いわゆる協議の上、決定するような話になっております。しかし、それでは、民間の活力を導入することにしたのに、民間の努力というものの自体をどのように把握され、その協議に臨んでいるのかということが疑問でございますので、その点についてはいかがですか。

議長（日里雅至君） 御答弁願います。

総務部長稲葉武則君。

総務部長（稲葉武則君） 萩原議員の質問にお答えいたしますが、経費の算出といいますが、指定管理料の算定、支出の方法だと思えますけれども、指定管理料につきましては、協定に基づき、期間を決めて定めさせていただいております。例えば、それが5年間なら5年間は協定に基づいた数字でありますので、その間につきましては、大きい変動がない限り、物価指数が20%という条項はございますが、基本的には変更しません。

また、利用料金がふえたことによって指定管理者の収入が多くなることにつきましては、指定管理者のインセンティブということがございまして、あくまでも指定管理者の収入、歳入だと認識しておりますので、協定期間内につきましてはその期間に定めた指定管理料をお支払いしている状況になってございます。

以上でございます。

議長（日里雅至君） 再質問ございますか。

13番萩原弘之君。

13番（萩原弘之君） ということは、基本的に民間努

力である程度の純利益を上げた部分については、翌年、協議に至るときには適切にその評価を行い、5年間の積み上げとして、5年間の利用料金のアベレージは年間幾らです。それに対し、部長がお話をした8割という数字、7割でしたか、もし仮にその数字があるとすれば、この辺のところを反映した上で指定管理料を設定していくというふうに理解させていただいてよろしいですか。

議長（日里雅至君） 御答弁願います。

総務部長稲葉武則君。

総務部長（稲葉武則君） お答えいたしますが、先ほどの7割、8割というのは、管理料の算定の上で、物価が大幅に変わって20%削減とか、単純に言えば重油などで大きく変動があったときにはお互いに差し引きするか多く払うという協定はありますけれども、基本原則としましては、協定ですので、決めた5年間の指定管理料についてはあくまでも変わらないという考えでございます。決めた5年間の指定管理料についてはその協定どおりお支払いするというところでございますので、先ほど申しましたように、多くなった場合のインセンティブ、または少なくなった場合の負の部分も関係なく、あくまでも協定に基づいてお支払いするということになってございます。

以上でございます。

議長（日里雅至君） 再質問ございますか。

13番萩原弘之君。

13番（萩原弘之君） であるとすれば、指定管理業者と事業契約を結ぶ中で、経費の算出という部分の最後の行に収益の一部還元という文言がうたわれております。その内容が、まさに僕がいまお話をしたことなのかなというふうに理解しておりました。しかし、いま部長が御答弁いただいた事柄からすると、この文言というのは、指定管理業者にしてみるとすごく不安な文言ではないかなというふうに思うのですけれども、いかがですか。

議長（日里雅至君） 御答弁願います。

総務部長稲葉武則君。

総務部長（稲葉武則君） 収益の還元という部分については、必ずというふうには思っておりません。各指定管理者の中には、応募のときに収益を還元するという提案もたまにございますが、この部分はほとんど行われておらず、基本的には、することができるというふうに思っておりまして、実態上はそういう状況になっています。

以上でございます。

議長（日里雅至君） 再質問ございますか。

13番萩原弘之君。

13番（萩原弘之君） 次に、私は、この原則の中に、役割分担と責任の明確化という原則があるのかなというふうに思っております。なぜこういうお話をするかというと、指定管理業者自体も、適時適切に事柄を判断して

改善、改修を図っていくのが基本的な考えではありませんけれども、各部局においてもそのことに対する相談業務、チェック業務は定期的にちゃんとやっていかないといけないのではないかと。例えば、施設には管理運営をしていくためのいろんな機器があります。パークゴルフ場でいったら、いろんな作業機械とか、その施設を維持するための機械などがあって、それらは計画的に更新されてしかるべきだと思うのです。

しかし、話を聞いてみると、いままでは壊れるまでは使ってくれというような感じで進んできているというお話も伺っておりますので、こうしたことに対する定期的な相談、チェック業務がなされているのかどうか、お伺いいたします。

議長（日里雅至君） 御答弁願います。

総務部長稲葉武則君。

総務部長（稲葉武則君） お答えいたします。

指定管理の協定を結ぶ段階では、それぞれリスク分担表というものを作成させていただいております。例えば、施設修繕の場合は、金額によってどちらが費用を負担するかとか、機器の部分についてはどうするかということ、リスク分担表の中できちっと整理させていただいている状況になっています。

先ほどおっしゃっていた備品の関係につきましては、私どもとしてはそもそも施設が備えるべきものだと考えておりますので、リスク分担表におきましても基本的には市側が負担するというようになっておりまして、リスク分担表に基づきながら各指定管理者と協議をしている状況になってございます。

議長（日里雅至君） 再質問ございますか。

13番萩原弘之君。

13番（萩原弘之君） 私は、基本的に、契約が3年なり5年というスパンの中で、年次ごとに決算報告や業務報告をするだけではなくて、やはり、月に1度ないし年に何度かは定期的な相談業務を行っていかないと、指定管理業者が持っている課題とか、諸所にある提案や相談について行政側もなかなか組み入れられないというか、検討できない部分になってくるのではないかと、こういう定期的な相談業務、チェック業務をするべきではないかというふうにお話をしております。

お互いがお互いの立場、責任、その役割を分担するという観点からすると、施設の維持管理、長寿命化を図っていく意味でも、ぜひ、各部局の中で計画性を持ってこういう部分の取り組みをするべきというふうに思いますが、いかがですか。

議長（日里雅至君） 御答弁願います。

総務部長稲葉武則君。

総務部長（稲葉武則君） 萩原議員の質問にお答えいたします。

先ほど答弁の中で申し上げた毎年の決算報告なり事業報告というのは条例上のことでございまして、私どもの担当も含めて、各担当はそれ以上にやりとりをしていると認識しています。その中で、私どもとしては、例えば施設が壊れそうだという話も伺っていますし、こういう問題を抱えているということも頻繁に受けておりますので、このような頻繁なやりとりといえますか、コミュニケーションを今後とも図っていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

議長（日里雅至君） 再質問でございますか。

13番萩原弘之君。

13番（萩原弘之君） それでは、3番目に移らせていただきます。

指定管理における管理権限について、先ほど御答弁をいただきましたいわゆる利用料金等々にかかわる部分については、上限を設定して、あとは指定管理者の裁量に任せるといようなお話を伺いました。

一般に、我々は、条例で定められたということになれば、当然のごとく、条例で定められた金額そのものであるという認識を持った上でこういう質問をさせていただきました。しかし、特に、管理権限という部分については、当然、行政、地方自治体が持っている部分、いわゆる自治体がしなければならない仕事に対して、指定管理者が業務を行うところの連携がまさに一番必要というか、それをちゃんと進めていかないと、結果的に指定管理者自体が収入の減額にかかわるとか、また、利用者自体に不都合を生じさせるとか、この管理権限という部分をひもといていくと、当然、そういうようなことが起こり得るものであるのかなと思います。

そういう事柄について、行政側として、指定管理者に対し、市の手続上、迅速な対応が必要であるというふうに思いますが、その仕組みについてはどうお考えですか。

議長（日里雅至君） 御答弁願います。

総務部長稲葉武則君。

総務部長（稲葉武則君） 御質問にお答えいたします。

先ほど答弁で申し上げましたように、利用料金制をとってございますので、市が決められるのは、あくまでも上限という形で利用料金を設定させていただいてございます。指定管理者につきましては、その中に範囲がありますが、その範囲で利用料金を設定させていただいて、行政のほう、市がそれを承認するという手続が一つございます。ただ、その設定に当たりましては、利用料金によって集客を得たり、または、料金は同じだとしてもそれにサービスを付加するということに、あくまでも利用者にとってサービスが向上するような考え方で設定させていただいていると思っています。

また、管理権限という考え方でおっしゃいましたが、

施設の使用許可等につきましては、あくまでも指定管理者が持っておりますので、利用許可申請という言葉がいいのかどうかわかりませんが、それに基づいて指定管理者が利用者に対して許可しますので、その辺の迅速性については指定管理者制度によって早まっているというふうに理解してございます。

議長（日里雅至君） 再質問でございますか。

13番萩原弘之君。

13番（萩原弘之君） それでは、次に移らせていただきます。

4点目の複合施設と類似施設の指定管理についてであります。

私は、先ほど御答弁があったように、基本的に、指定管理者を個々に評価、判断して制度にのせているというようなお話を伺いました。その中において、確かに、開設当時はそういう中で有利性を持ってやっていけるような事柄があったのかなと思います。しかし、いま現在、市が出資者になっている部分の民間事業者について、いま、時代がもうこれだけの時間が過ぎて、それでもなおかつ、市が出資者であるという事柄について、指定管理者としてどのようにその位置づけを考えておられるのか、お聞かせいただきたいと思います。

議長（日里雅至君） 御答弁願います。

総務部長稲葉武則君。

総務部長（稲葉武則君） 萩原議員の質問にお答えいたします。

いまの御質問で、市が出資者になっているということでありまして、第三セクター的なことだというふうに思いますが、最初の答弁で申し上げましたように、過去の指定管理者ができる前の管理委託制度につきましては、ある程度限られていまして、公共施設、公共的な団体、市が出資している団体と限られていりましたが、指定管理者制度によりまして、法の趣旨から申し上げますと、全ての民間の事業者が対応できるということに制度が変わっている状況でございます。選定委員会でも、市が出資しているからというような固定観念を持っているのではなく、あくまでも一つの民間事業者として選定を進めているというふうに認識してございます。

議長（日里雅至君） 再質問でございますか。

13番萩原弘之君。

13番（萩原弘之君） いま、るるお話をいただきました。

指定管理者制度というのは、まさに、市が持つ部分で、要するに市民サービスというところに見事に的を射たような業務になるべき制度であるというふうに思っております。平成26年に、指定管理者制度という観点から一般質問をされた経緯がございます。この経緯の中で、当時の答弁としては、指定管理者制度を取り入れることが

必要か否かということで、その理由を5点にわたり説明していただきました。この5点の理由説明は、いまでもその方向性は変わらないのか、また、これから新たに市が持つ施設を指定管理に拡大していく観点から、現状の中で可能性があるのかどうか、お聞かせいただきたいと思ひます。

議長（日里雅至君） 御答弁願ひます。

総務部長稲葉武則君。

総務部長（稲葉武則君） 萩原議員の御質問にお答ひいたします。

指定管理者制度は、市が条例を施行して導入した平成16年の段階で、私どもは公の施設に係る指定管理者制度導入基本方針を策定させていただいてございます。平成26年の答弁でも申し上げましたけれども、法の精神に基づきまして、公の施設を市で直営するのか、それとも指定管理者制度にするのかということについて、判断基準として5点ほど設けさせていただいております。

あえて朗読させていただきますが、一つは、市が直接管理しなければならない法的根拠があるというような明確な理由があるか、ないかが1点でございます。二つ目としましては、施設規模、サービスの特殊性、専門性を総合的に勘案して、民間事業者等による管理運営が可能であり、かつ、利用者へのサービス向上が期待できること、三つ目としまして、民間事業者等に管理を委ねることにより、コスト削減、収入増が期待できること、四つ目としましては、同様の類似サービスを提供する民間事業者が存在すること、最後に、五つ目でございますが、使用料、利用料で運営を行う収益的施設ということを判断基準として持ちながら、市の施設、公の施設を直営でやるのか、それとも指定管理者制度にするのかということ常々考えながら選定しているというふうに理解してございます。

今後、この選定判断基準をもとに進めていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（日里雅至君） 続いて、質問ございますか。

よろしいですか。

（「了解」と呼ぶ者あり）

議長（日里雅至君） 以上で、萩原弘之委員の質問は終了いたしました。

次に、今利一君の質問を行います。

15番今利一君。

15番（今利一君） -登壇-

通告に従ひまして、順次、質問してまいります。

病院の質問に入る前に、私が問題点として捉えている部分について、逐次、私の考えを発表しながら、病院の問題に入りたいというふうに思っております。

急速に進む人口減少社会、この問題が我々の生活にど

んな影響をもたらすのか、どんな社会が待っているのか、市民全体で意識を共有し、この問題に立ち向かっていかなければならないというふうに思っております。しかし、少子化問題、あるいは高齢者問題をよそのことと思っている人が少なくないと思ひます。それは、いま生きていくのが精いっぱいということからなのだろうというふうに私は思っております。

決して、ここで、皆さんに危機感をあおっているわけではありせん。ただ、このまま黙って放っておくと、自治体そのものが消滅してしまうというふうな現状があるのではないかと考えられます。昭和の高度経済成長時代、夢をもう一度と思うのは誰しもであります。いまは夢から覚めなければならぬというふうに思っております。

まず、第1に、ことしの冬というか、年が明けて、野菜が物すごく高騰して、皆さんの口に野菜が届かないというふうなことを経験したと思ひます。これは、ただ単に気象変動が野菜を高くしたということも第一にあるかもしれせん。しかし、実際は、野菜をつくる農家が高齢化し、育てることができなくなったからだというふうに私は判断しています。そして、大規模化により、一層、その傾向が進みつつあります。大規模化によって、10年後にはリタイヤする農家がどんどんふえていく。そして、離農農家がふえるということは、その村から離農した農家が出ていかなければならないという結果になってくるのではないかと思ひます。

世界的に見れば、人口の増加によって食料は逼迫しています。輸入大国だからといって、お金を持っているからといって、俺のところ食料をよこせというような理論は高度経済成長のときの話であって、これを拭い去ることが必要であります。我が国に課せられた責任は、食料自給率の向上であります。

ここでの問題は、自治体としての役割であります。農家の人口をいかにふやし、野菜の生産を可能にしていく、自治体としてどのようにしていくのか、もっと危機感を持っていかなければならないというふうに思ひます。担い手対策をやっているからいいのではなく、年間の数値目標を立てて向かう、プロジェクトチームをつくり、突き進むバイタリティーが欲しいものであります。また、後継者の嫁さんの問題は、農家の後継者ばかりでなく、産業全体にかかわる後継者探しの問題と並行して進めていかなければならないと私は思っております。富良野の基幹産業は農業であるし、そうしたことからすれば、この問題に関して真剣に取り組んでいかなければならないというふうに思ひます。

第2に、これまでの雇用体系を変えていかなければならない。非正規雇用から正規雇用にかえていく必要があります。これは本当に変な話だというふうに思ひます。

りますが、人が足りないにもかかわらず、雇用形態がそのままだということに私はどうも理解ができない部分があります。経済状態が良好に続く、そして、働く人が安定した生活を送ることによって、その問題は改善していく方向に向かっていくのではないかというふうに考えています。

第2の問題として、2020年問題があります。

私は、東京オリンピック・パラリンピックがあるからということを行っているわけではないのです。女性の半数が50歳を超えていく時代になっていく。先ほど天日議員が言われましたけれども、2万2,000人の人口の中で女性が1万2,000人を占めているという統計も出ておりました。50歳以上の女性が半数を超えるということは、結局、子供を産める人口が少なくなってくるわけでありまして、それは大きな問題になってくるのではないかというふうに考えています。

第3に、共働きはやっているけれども、子育てということはできていない。女性に任せっ放しであると言われていきます。これらについても問題を解決しなければならぬ。これから、10年後、15年後、時代はもっともって変化して、気がついたときには大変なことになっていては、いけないと私は思っております。

第4に、少子化により学生がいなくなるということも心配しなければなりません。学校が維持できなくなる、高校が維持できなくなる問題、看護学校の学生の募集をいかにしていくのかという問題も出てきております。これらを突き詰めて考えていくと、施設の利用をどうしていったらいいのかということも考えていかなければならぬ問題だろうというふうに思っております。（「早く本題に入って」と呼ぶ者あり）

これらの問題については、いまここで起きてくるというふうなことを考えていかないと、そういうことを放置してしまうと……（「質問、質問」と呼ぶ者あり）大変なことになってしまうのですよ。

だから、言ったじゃないですか。質問する前に、こういうことがあるよということをやると。

自治体がさらにその上に行く手を考えていかないと…（発言する者あり）考えていかないと、だめなことになってしまうわけでありまして。これは、人口を維持するための分捕り合戦なのです。そういう合戦から、やっぱり我々は抜け出していかなければならないというふうに考えております。

さて、本題に入りますけれども、この問題を裏返して考えると、同じようなことが言えるのです。ただ、いま説明したように、少子化・高齢化社会になり、社会が縮小傾向にある中、命よりも健康が大事ということが多く見られるようになってきております。健康をいかに維持していくのかというのが大きな目標となってきています。

今回、市長も、健幸都市を掲げて市政を運営されるというふうに発表しております。ただ、先日の報道によると、その健康をつかさどる地域センター病院の内科の常勤医師がいなくなりました。そればかりか、赤字経営であるということが明らかにされました。労働環境もよくない状況にあると聞いております。特に、看護師の皆さんについては、我が富良野市の看護学校を卒業された方が多くいるということでもあります。

市政に関する所信表明の一節にありますように、地域センター病院、富良野医師会、富良野圏域と連携を図り、人材を確保していくと市長は述べております。

質問であります。

地域センター病院の位置づけをどのように考えておられるのか、人材確保のため、医師、看護師をどのようにしていくのか、センター病院との話し合いはどの程度なされているのか、お伺いいたします。

富良野医師会との話し合いは行われているのか、圏域町村との話し合いは行われているのか、お伺いいたします。

特に外国人への対応については、地域センター病院を経営するに当たり、大きな言葉の壁があり、何がしかの影響はあるように聞いております。この問題に関する質問は、以前にもしておりますが、どの程度改善されているのか。やはり、これも圏域とのお話し合いが当然必要になってくると思います。

外国人への対応の取り組みについてお伺いいたします。

次に、センター病院の患者の待合室についてお伺いいたします。

健康寿命をいかにして延ばしていくのか。大きな問題だと話してまいりました。しかし、一見、健康な人であっても、足が痛いとか腰が痛いとかといったことが起こります。特に、高齢化になればなるほど、そうであります。そういうことが起こります。高齢者が多くなった病院で診察を待っている間、椅子に座っているのがつらい、横になっている場所が欲しい、体の休める場所がといった多くの声が聞かれるようになってきました。

これも、人口減少を食いとめる大きな要素になってきております。この対応についてお伺いしたいと思っております。

最後に、コミュニティ・スクールの現状と課題についてお伺いいたします。

皆さんも御存じのように、コミュニティ・スクールは、学校と保護者や地域の皆さんがともに知恵を出し合い、一緒に協働しながら子供たちの豊かな成長を支えていく、地域とともにある学校づくりを進める仕組みとなっているというふうに聞いております。

教育委員会のみならず、私たちは、「すべては子どもたちのために」を合い言葉に、学校と保護者に接してき

ているつもりであります。この件に関しては、平成29年度から実施された形になっておりますが、既に田舎の学校では実施しているようなところがあります。これらのことを参考にしながら、他校につなげていくことを望みつつ、一つ目に、市教育委員会のコミュニティ・スクールの考え方についてお伺いいたします。

次に、取り組み状況と課題、その成果について、それから、今後の方向性についてお伺いし、第1回目の質問を終了したいと思います。

議長（日里雅至君） 御答弁を願います。

市長北猛俊君。

市長（北猛俊君） -登壇-

今議員の質問にお答えいたします。

1件目の今後の医療行政についての1点目、医師確保についてであります。地域センター病院は、第2次保健医療福祉圏の中核医療機関として、他の医療機関と機能分担を図り、地域に必要な診療体制を確保するとともに、同一圏域内の市町村に居住する入院患者の受け入れや、救急医療、周産期医療の確保など、重要な役割を担う医療機関であります。地域センター病院がその役割を担うには、医師や看護師の人材確保は必要不可欠であることから、本市においては、旭川医大の医学生や富良野看護専門学校に看護学生に修学資金の貸し付けを行い、人材確保に努めております。

本年度、地域センター病院に勤務している研修医3名は、本市の医師養成確保修学資金の貸付者であり、今年度は1学年から6学年まで全学年7名に貸し付けを予定していることから、来年以降も、毎年、1名以上の研修医を確保することができる状況となっており、将来的な医師確保につながるものと期待しております。

人材確保に向けては、地域センター病院運営委員会、富良野地域医療対策協議会及び富良野圏域連携協議会委員会などの会議の場において、地域センター病院、富良野医師会、圏域町村との協議を行い、取り組みを進めているところであり、また、適宜、関係機関等との意見交換の場を設けております。今後も引き続き、それぞれの役割を確認した上で、医師、看護師の確保に取り組んでまいります。

地域センター病院における外国人対応の取り組みについては、現在、タブレット端末による医療翻訳ツールを試験的に導入しており、今後、本格導入していく予定であると聞いております。

次に、2点目の待合室についてであります。市では、平成25年度に地域医療をテーマに地域懇談会を行い、市民から寄せられた待ち時間への対応を含めた多くの意見、要望について、地域センター病院に申し入れを行い、地域センター病院から、現状と今後に向けた取り組みについて報告を受けた経過がありますが、今後においても、

待合室の改善などにつきましては地域センター病院に要望してまいります。

以上です。

議長（日里雅至君） 続けて、御答弁願います。

教育委員会教育長近内栄一君。

教育委員会教育長（近内栄一君） -登壇-

今議員の御質問にお答えいたします。

2件目の教育行政についてのコミュニティ・スクールについてであります。コミュニティ・スクールは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、子供や学校の抱える問題の解決や、未来を担う子供たちの豊かな成長を促すため、保護者や地域住民が学校運営に参画することにより、教育ニーズを円滑かつ的確に学校運営に反映させ、地域の創意工夫を生かした特色ある学校づくりを目指すものとして、学校運営協議会を設置する制度であります。

本市は、地域とともにある学校づくりを目指して、学社融合推進事業や、学校支援ボランティアによる総合的な学習などの授業補助、子供たちの登下校の見守り活動など、地域ぐるみで学校の教育活動を支援する取り組みを一層充実させる制度として、今年度までに14の小学校、中学校でコミュニティ・スクールを導入したところであります。

各コミュニティ・スクールの学校運営協議会は、学校及び地域の状況に応じ、会議を年3回から5回程度開催し、学校が抱える課題の共有や解決のための方策、学校運営方針の承認、学校関係者評価など、学校運営に関する意見交換を実施しております。

成果としては、学校と保護者、地域の代表である委員が情報を共有し、活動の方向性を決めることで、地域としても子供を育てる当事者としての意識が高まっており、学校からも、学校に対する保護者や地域の理解が深まった、保護者、地域の学校支援活動が活発化したといった意見が出されております。また、活動内容も、地域住民の協力により、市街地区では安全・安心な教育環境づくりが進められ、農村地区では子供たちの地域行事への参加が盛んに行われるなど、地域の特色を生かした取り組みがなされております。

特に、樹海地区では、小学校と中学校が連携して運営協議会を設置しており、小・中学校だけでなく、保育所や地域とも連携し、教育活動の実施や、運動会、教育懇話会といった事業の開催などさまざまな活動を進めており、高い評価を受けているところであります。

その一方、一部の保護者や地域住民だけの取り組みになっている、校区全体の地域住民や保護者に参加拡大を図りたいといった意見や、各運営協議会からは、他のコミュニティ・スクールの活動が知りたいといった要望が聞かれるところであります。

今後、これまで実施してきたコミュニティ・スクール研修会を継続し、それぞれの協議会における活動内容の共有や協議会委員などの交流を深め、活動のより一層の充実に努めてまいります。

以上でございます。

議長（日里雅至君） 再質問でございますか。

15番今利一君。

15番（今利一君） それでは、再質問させていただきたいと思っております。

地域センター病院の位置づけに関しては、従来というか、いままでどおりという格好で理解いたしました。

次に、人材確保についてでありますけれども、先ほども言いましたが、看護師の労働需給が逼迫しているとか、あるいは医師が足りないとか、センター病院の中にはいろいろな問題があるというふうに聞いております。

市長が、ただいま、運営協議会とか対策委員会というふうなところでいろいろな話し合いをしていると言っておりますけれども、5月に市長になられてからいまままで、こういう協議会を何回ぐらい開催され、どういう協議をなされたのか、お伺いしたいと思います。

議長（日里雅至君） 御答弁願います。

保健福祉部長若杉勝博君。

保健福祉部長（若杉勝博君） 今議員の御質問にお答えいたします。

北市長が就任されてから、何回ぐらい、関係機関との協議をされたかということでございます。

まず、就任以後、地域センター病院の運営委員会も開催されております。また、富良野地域の医療対策協議会も7月31日、あわせて、富良野医師会のほうも医師会の三役と行政との意見交換を実施しております。

以上です。

議長（日里雅至君） 続いて、質問でございますか。

15番今利一君。

15番（今利一君） この間、いろいろな協議がなされているという話をいま聞きましたけれども、医師が少なくなるということがその会議の中で周知されてきたのか、そして、その中でその対策は行われたのかどうか、その辺はいかがでしょうか。

議長（日里雅至君） 御答弁願います。

保健福祉部長若杉勝博君。

保健福祉部長（若杉勝博君） 今議員の再質問にお答えいたします。

いま、市長から答弁しましたが地域センター病院運営委員会、富良野地域医療対策協議会、それから圏域の連携協議会の場では、いずれも、地域センター病院をどう維持、拡充していくかということを大きなテーマとして、病院から報告も受け、意見も述べさせていただきながら、今後に向けてという形で協議しております。

3番目の連携協議会というのは、沿線5市町村の首長の会議でございますので、その中の保健医療関係部門において、圏域としてセンター病院をどう支えていくかということで、産科への助成であったり、初期救急への助成であったり、そうした助成策についての意思統一を図っております。前段申し上げた二つについては、まさに、この地域の医師、看護師、そうした人材をどう確保していくか、現状の報告もいただきながら、いま、病院経営が非常に厳しいとの報道があったとおりでございます、赤字が続いている中、職員の人件費をカットしながら継続しております。そして、平成19年の新築移転時には27名の医師がいたのが現在は19名という状況ですが、このことは、いまに始まったことでなく、ずっと継続してこの中で協議されております。

以上であります。

議長（日里雅至君） 続いて、質問でございますか。

15番今利一君。

15番（今利一君） いろいろと協議がなされていることでありますけれども、センター病院の事務長も、この会議に何回も来られて、そして協議されているわけですね。

議長（日里雅至君） 御答弁願います。

保健福祉部長若杉勝博君。

保健福祉部長（若杉勝博君） 今議員の再質問にお答えいたします。

まず、センター病院運営委員会から申し上げますと、5市町村の首長、医師会から2名、それから、歯科医師会、社協の会長、オブザーバーとして保健所長ということで、事務局としては病院長と事務部長が同席されております。それから、医療対策協議会におきましても、保健所、歯科医師会、富良野医師会、それぞれ沿線自治体の私ども担当職員、それに加えて薬剤師会が入っております、そういう中で事務部長から現状を報告していただくとともに、次年度、あるいは将来的な経営方針等を説明いただいているところであります。

議長（日里雅至君） 続いて、質問でございますか。

15番今利一君。

15番（今利一君） これから質問したいのは将来的な目標でありますけれども、いま、市長のほうから、医師確保のために7名に対して修学資金の貸し付けをされて、将来的には安定していくかのような話をされておりましたが、将来的にはどんなふうになっていくのか。医大との話し合いもありましようから、医大との折衝をどんどんやっつけていかなければ、解決の方向は見えてこないというふうに私は思っているのですけれども、その点はどのようなことを考えておられるのか。

議長（日里雅至君） 御答弁願います。

市長北猛俊君。



市長（北猛俊君） 今議員の再質問にお答えさせていただきます。

議員から御指摘いただいたように、センター病院のみではなくて、富良野の医療を担っていただいている医療機関全てにおいて、まちづくりの中心になってくる重要なものというふうに認識させていただいております。

そういう中で、前段では、内科医の非常勤がいなくなったお話、あるいは、センター病院の経営の内容等についても御指摘いただいたわけでありましてけれども、議員の指摘のとおり、放置しておく、間違いなく現状を維持することも困難になってくるというふうに思っております。そうなったときには、2次救急も周産期もこの富良野圏域からなくなるような事態が生まれてきますので、そうならないように、この後、医大のほうとも協議をさせていただきますけれども、そうしたことを含めて、事業協会の本部のほうとも協議を進めさせていただきたいと思っております。

いずれにいたしましても、お医者さんの絶対量が少ない中での医師確保となるわけでありましてから、難しい課題になるのは十分承知しておりますけれども、前段申し上げたとおり、重大な案件でありますので、全力を挙げて、そして、あらゆる手法を駆使しながら、内科医の常勤医師確保に向けて努力していきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

議長（日里雅至君） 続いて、質問ございますか。

15番今利一君。

15番（今利一君） 続きまして、外国人への対応について、1点お伺いしたいと思います。

タブレット端末を使ってという答弁がありましたけれども、圏域、いわゆる南富良野町、あるいはその他の町村ですが、これだけ外国人が各地域に来ていることになれば、それ相応の負担というか、やっぱりそういったものも考えていただかなければならない状況に来ているのではないかと考えております。いろいろなことを運営協議会の中で話されているということでしたが、この辺については、圏域町村長とのお話し合いになるのか、運営協議会の中でされているのかどうなのか、その辺をお伺いしたいと思います。

議長（日里雅至君） 御答弁願います。

保健福祉部長若杉勝博君。

保健福祉部長（若杉勝博君） 今議員の再質問にお答えいたします。

ふえつつある外国人の医療の受診に関する対応ということですが、三、四年ほど前からセンター病院を中心に市内の医療機関でもそうした状況が生じてきておりまして、2年ほど前の定住自立圏の会議の中でもそうした問題が提起されております。その後、私も担当でも調査研究し、それから、医療機関においても調査を進めて

まいりまして、現時点としては、先ほど答弁したとおり、センター病院のほうで本部も合意の上で導入予定というふうに伺っています。といいますのは、この2年で翻訳ツールというものも随分廉価になってきております。圏域の助成という論議をしたこともありましたが、病院として導入可能ではないかということから、運営委員会のほうでも、外国人の受診状況、それから、その対応についての報告もされてきているところでもあります。

以上であります。

議長（日里雅至君） 続いて、質問ございますか。

15番今利一君。

15番（今利一君） 2番目の質問の中で、待合室の問題点についてお話しいたしました。

ただいま、市長のほうから、いろいろな対応に当たっていくと答弁されたことについては理解したわけですが、この議会が始まったときに、市民福祉委員会が高齢化率がもう既に30%を超えてきたというふうな話をされております。お年寄りの現状などは、本当に見ればわかるという感じがしますが、皆さんがどんな意見を持っているのか、その辺の意見を集約してきちっとセンター病院のほうに伝えていく姿勢がもっともっと必要になってくるのではないかとというふうに思います。それは、いま説明したように、高齢化率がどんどん上がっていくからであります。

そういった意味からすれば、保健福祉部でアンケート調査をするとか、いろいろな方法が考えられると思えますけれども、この対応策について、もう一度、御答弁をお願いしたいと思います。

議長（日里雅至君） 御答弁願います。

保健福祉部長若杉勝博君。

保健福祉部長（若杉勝博君） 今議員の再質問にお答えいたします。

待合室に関する受診者へのサービスというか、待遇ということですが、この関係については、先ほど答弁いたしましたように、平成25年に地域懇談会の大きなテーマとして全市的に意見を聴取しまして、それをまとめて、センター病院に対して改善すべきものはしていただきたいと申し入れた経過がございます。

その後、センター病院からは、待ち時間の長さという部分では、圧倒的に医師の数が少ないことに起因することでした。もう一つのホスピタリティという部分では、毎年度、看護師を対象に、待ち合わせの案内、声かけ等を含めて接遇研修会をやっている、実際に受診者からの声を聞く投書箱を病院に設置して、受診者からの声を集計、分析しながら、何かあったときには、その都度、職場で注意喚起をしておりますし、また、毎年度、外部講師を迎えての研修によって接遇向上に努めているということでございます。

市としましても、そうした声が市に寄せられた場合は、今議員がおっしゃるように、ますます進む高齢化への対応という部分でも、適宜、協議の場においてお話をしていきたいと考えております。

以上です。

議長（日里雅至君） 続いて、質問ございますか。

15番今利一君。

15番（今利一君） 最後に、コミュニティ・スクールについてお伺いしたいというふうに思います。

成果は上がっているようですけども、課題も一つ、二つ見つかっているというふうなことを教育長からお伺いいたしました。

コミュニティ・スクールについては、自分では理解しているつもりでいながら、まだまだ理解できていない部分があるのかもしれませんが、運営主体というか、運営協議会があって、皆さん、こぞって一緒にやっていると聞いております。そういう中で、例えばいろいろな行事があった場合に、皆さんがこぞってやれるようなことになっているのかどうなのか、その辺はどうなのでしょう。

議長（日里雅至君） 御答弁願います。

教育委員会教育部長亀淵雅彦君。

教育委員会教育部長（亀淵雅彦君） 今議員の再質問にお答えいたします。

行事等のときに、運営協議会等があって、みんなが参加できるような体制ができていくかということですが、もちろん、そこにかかわっている委員の方々が参加をしていくのがまず第一だと思います。ただ、それだけではやはり行事等々を回せない部分もあるかと思うので、それ以外にも保護者あるいは地域の方々に声かけをしながら参加していけるような体制をとっているというふうに思っております。

以上です。

議長（日里雅至君） 続いて、質問ございますか。

15番今利一君。

15番（今利一君） コミュニティ・スクールの低学年の部分に関しては、私もよく理解できます。しかし、高学年とか中学校になってきたり、あるいは、このコミュニティ・スクールは高校にも適用されるようになっておりますね。ただ、高学年等の場合、例えば中体連があるとか、いろいろな行事が重なってくる場合がありますけれども、そういった部分での支障はどうなのでしょう、ないような格好になっているのでしょうか。

議長（日里雅至君） 御答弁願います。

教育委員会教育部長亀淵雅彦君。

教育委員会教育部長（亀淵雅彦君） 今議員の再質問にお答えいたします。

低学年では一定程度の協力があるけれども、高学年は

どうかという御質問かと思えます。

やはり、保護者を含め、それぞれの意識の部分もあるかと思えます。そんな中で、協力できる保護者あるいは会員の皆さんについては、協力をいただけるような体制をとって進めていっているところでございます。

以上です。

議長（日里雅至君） 続いて、質問ございますか。

（「了解」と呼ぶ者あり）

議長（日里雅至君） 以上で、今利一君の質問は終了いたしました。

ここで、10分間休憩いたします。

午後2時13分 休憩

午後2時20分 開議

議長（日里雅至君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩前の議事を続行いたします。

次に、宇治則幸君の質問を行います。

11番宇治則幸君。

11番（宇治則幸君） -登壇-

地域農業について質問してまいりますが、昨今の農業情勢について、若干お話しさせていただきたいと思えます。

まず、近年の異常気象については、本年も、季節外れの降雨による急激な融雪、春先には、一転、晴天が続き、苗の生育が追いつかないままのタマネギの定植作業、その後は、低温、長雨、日照不足が続き、その後には、高温干ばつ、また長雨と、生育環境が大きく変化しながら経過してきました。このため、全般的に生育不良傾向となり、病害の発生も多く、品質、収量ともに影響を受けております。

市長の定例会の行政報告にも、本年8月7日付の生育調査後も、収穫作業中の農作物は、これには個人差もありますが、収量減となっている作物が多く、これから収穫になる水稲にも、いっとき不良と言われましたが、どこまで挽回できるか、ビート等を含めて不安であります。全体的な結果を見て対策を考えるとところですが、JAでも農作物被害見込み額と災害資金需要額等の対策に向けての調査を始められております。行政におかれても同様に対応されると思えますか、それを期待する声、要望する声の一部であると申し上げておきます。

では、通告に従い、順次、質問してまいります。

まず、1点目は、農業担い手育成事業について、これは、前年の第3回定例会において、萩原議員から一般質問がございましたが、内容はほぼ同じであります。

農業者の高齢化、後継者不足、担い手不足の対応策として、市では、富良野市農業担い手育成機構を設立、新

規参入研修生への就農に向けた整備を進めてきたところ  
であります。国内の他の地域でも同様の取り組みをされ  
ておりますが、富良野方式とも言える時間をかけた担い  
手の育成の取り組み状況と今後の方向性についてお伺い  
いたします。

またあわせて、市長がかかったところで、受け入れ地  
区、あるいは対象作物の拡大等についての考え方はどう  
であるか、お伺いいたします。

2点目に、農業労働力不足について伺います。

労働力不足は、観光業、土木建設業、小売業とあらゆる  
職業で最重要課題となっております。農業においても、  
子育てママ向けの農業版インターンシップの開催や高齢  
者向けの労働力確保対策などに取り組みられてきたところ  
ですが、その状況について伺います。

また、社会情勢を捉えた今後の方向性について、市の  
考えはあるのか、お伺いいたします。

3点目に、スマート農業導入・促進についてお伺いいた  
します。

この問題についても、今回、経済建設委員会から委員  
会報告があったところでございますが、農家戸数の減少  
により、1戸当たりの耕地面積は増大している現状です。  
しかし、農地は集積されず、分散し、その効率的経営は  
整っていない状況です。規模の拡大がまだまだ続くであ  
ろう状況で、省力化、効率化への取り組みとして、いま  
までは大型の農機化が進んできたところですが、今後は  
ICT技術利用等による機械化、自動化が進んでいくと  
考えられるところです。

そこで、スマート農業の促進に向けての市の考え方を  
お伺いいたします。

さらに、スマート農業促進支援事業補助金で支援を行  
っているところですが、その内容、実績等についてお伺  
いいたします。

さらに、今後は、まだまだ新しい技術、あるいは体系  
化した技術、さらに、マニュアル化された営農支援によ  
る合理的な農業も一つの方向性であると思っております。  
今後の取り組みの方向性についてお伺いいたします。

以上、1回目の質問とさせていただきます。

議長（日里雅至君） 御答弁願います。

市長北猛俊君。

市長（北猛俊君） -登壇-

宇治議員の御質問にお答えいたします。

地域農業についての1点目の農業担い手育成事業につ  
いてであります。この事業は、第2次富良野市農業及  
び農村基本計画に基づき、平成26年度から、農業担い手  
育成センターを拠点として、実効性のある担い手育成・  
確保対策を一元的に実施してまいりました。その柱は、  
一般財団法人富良野市農業担い手育成機構との連携によ  
る担い手対策の実施であり、多様な担い手を育成、確保

するという方針のもと、経営者能力の養成、就農間もな  
い農家子弟の経営管理能力の向上、指導農業者の確保と  
指導体制の構築、新規参入者の受け入れ及び体系化した  
プログラムによる育成に取り組んでまいりました。新規  
参入対策に関しては、時間をかけて実践的な技術習得が  
可能な研修を実施するとともに、優良農地を円滑に引き  
継ぐ取り組みや、さまざまな資金援助を行い、就農後、  
早期に経営安定が図れるよう、地域と連携した育成対策  
を実施しております。

新たな担い手対策を開始して4年目に入り、この春、  
1組が就農、また、在籍する研修生の育成も順調に進ん  
でおり、今後、地域の新たな担い手としての活躍を期待  
しているところでありますので、農業担い手育成事業に  
つきましては、継続して取り組んでまいりたいと考えて  
おります。

次に、新規参入希望者の受け入れ地区の拡大につい  
てであります。就農希望者が大きく減少しており、加え  
て、専業農家としての自立を支援するという本市の基本  
的な方針と異なる兼業での営農や、趣味的農業を希望す  
る方も多くなってきている状況にあります。新規参入者  
を受け入れるためには、本市の基本的な方針に沿って地  
域での指導体制、受け入れ体制を確立し、地域で育てる  
ことが基本と考えておりますので、市としても、新規参  
入者の受け入れを希望する地域と連携し、受け入れ体制  
づくりを進めてまいりたいと考えております。

経営の柱となる作物に関しては、富良野市農業経営基  
盤強化促進基本構想において、新たに農業経営を営もう  
とする青年等が目標とする農業経営の指標として、ミニ  
トマトまたはメロンを中心とした営農類型としておりま  
す。作物の選定に当たっては、自立して営農が可能な作  
物であるかどうか、指導体制を構築できるかどうかを判  
断基準としておりますので、ほかの作物でも、指導体制  
が整い、自立営農が可能であると判断できる状況であれ  
ば、対象作物として拡大を検討してまいります。

2点目の労働力不足についてであります。国内の人口  
減少及び景気回復に伴い、全ての業種で労働力不足が  
顕在化し、その影響は特に地方都市で顕著になっている  
ものと認識しております。

農業分野において、重労働、長時間勤務など就業環境  
が厳しいとのイメージがあり、労働力の世代交代が進ま  
ない状況にあります。労働力確保に向けた取り組みとして、  
子育て世代の女性及び50歳以上の方を対象に、イン  
ターンシップを通じたマッチングによる農業就労への誘  
導を試み、その結果、子育て世代の女性に関しては、こ  
の2年間で8戸の農家で29名が就労したことから、今後  
も、一定程度の労働力確保が期待できるものと考えてお  
ります。現在、さらなる労働力の確保に向け、農業分野  
における外国人労働者の動向や、農福連携等の活用事例

の調査、情報収集を行っているところであります。

本市においては、これまで、農作業ヘルパーのように、JAや青果業者が組織的に労働力を供給する仕組みが構築され、地域農業の発展に大きく寄与してきたところでありますが、今後は、組織的な労働力確保対策に加え、雇用する側である農業者が就労環境、賃金体系を整備することも必要であると考えており、現在進めている第3次富良野市農業及び農村基本計画の策定作業において、新たな労働力の発掘や農業者が直接雇用する際のサポートのあり方なども検討してまいります。

3点目のスマート農業導入・促進についてであります。規模拡大が進む中で、労働力不足に対応した営農の省力化や、きめ細やかな農場管理による収量、品質の向上を図るため、平成29年度から市単独事業としてスマート農業促進支援事業を実施してまいりました。本事業により、トラクター等の走行を支援するGPSガイダンス自動操舵システム及び栽培用ハウス自動換気設備の導入を支援してきており、本年度の追加募集からは、圃場情報や過去のデータをもとに、資材投入量の最適化や効率作業の実現をサポートするクラウド営農支援ソフトの導入を支援の対象としたところであります。

本市において、スマート農業への取り組みはますます高まるものと考えておりますので、実用化レベルになった新技術は支援対象に加え、省力化の取り組みを一層支援していく考えであります。

以上です。

議長（日里雅至君） 再質問ございますか。

11番宇治則幸君。

11番（宇治則幸君） 順次、再質問させていただきます。

まず、1点目の農業担い手対策ですが、私は、いまやっていることについて、正直に言うと、一組の御夫婦の方に非常に長い時間をかけて面倒を見ていることに、一面、すごいことだなと思いつつも、できればもっとスピード感を持ってできないものかなと思うこともございます。これはこれで富良野のやり方だというふうに伺いましたので、促成で2年間で人を仕上げでどんどん圃場に送り込むというのはやっぱりむちゃなのかもしれません。ケースによっては1年短縮という方もおられますので、それが富良野としては適当なのかなと思っております。最初は、単年度で複数組の営農夫婦をどんどん育てたいという話もあったのではないかと思います。その年にもよりますが、1年に1組もしくは2組と、これも非常に絞り込んだ新規就農予定者を対象にするから非常に面倒見がいいのですが、例えばメロンとミニトマトが両輪の作物であるとすれば、できれば単年度でそれぞれ1組ずつ育てていく、それぐらいできたらいいのではないかなと思うところです。

それが、将来的に、産地ブランドを守るというか、いま、僕たちの仲間の現役世代が非常に減っていく方向に向かっているわけですから、何とか産地を守る、ブランドを守るためにも、新規の担い手に対応する数の問題についてお考えがあるかどうか、お伺いいたします。

議長（日里雅至君） 御答弁願います。

経済部長後藤正紀君。

経済部長（後藤正紀君） 宇治議員の再質問にお答えいたします。

本年度、平成30年度で1組が卒業して就農いたしました。現在、7組、14名の研修生が研修中ですが、来年度はたしか2組が就農予定でして、その後も、7組が3年ないし4年の研修を終えて1組もしくは2組程度ずつ研修並びに卒業というふうに順次進めていく予定でございます。

今後、いまおっしゃられたように、メロン、ミニトマトについてそれぞれ1組ずつの受け入れを目標としてやっていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

議長（日里雅至君） 続いて、質問ございますか。

11番宇治則幸君。

11番（宇治則幸君） いま、卒業といいますが、本格就農に向かう方がやっと出てきたということで、うれしいことだと思います。

そこで、いままでやってきたことは、地域とのマッチングとか、農業というのは大変だよということを全体でその人に伝えてきたと思うのです。しかし、これからは、その地域に入って営農、経営をしていかれる、あるいは生活をしていかれる、そして、事によったら子育てもしていかなければならない、そういうことサポートという表現が適当かどうかわかりませんが、外から入ってこられた方を富良野で育てているわけですから、担い手の機構を卒業したから地域に預けてそれで終わりだというようなことは、多分、考えていないと思います。

その後の具体的なフォロー、特に女性に対するフォロー等についての考えはございますか。

議長（日里雅至君） 御答弁願います。

経済部長後藤正紀君。

経済部長（後藤正紀君） 宇治議員の再質問にお答えいたします。

いま、フォロー、バックアップ等支援のことでございますが、3年間もしくは4年間かけまして、地域とともに、市の職員、担い手センターの職員を中心に、研修、訪問をしながらの聞き取り等も含めながらそれぞれ適時進めております。

また、既にお子さんがいらっしゃる御夫婦もおりますので、お子様につきましても、どういう支援、バックアップができるか、最終的にはその地域での営農、定住となりますので、地域と市が十分に連携しながら進めてい

きたいと思っています。

以上です。

議長（日里雅至君） 続いて、質問ございますか。

11番宇治則幸君。

11番（宇治則幸君） 私の質問もちょっと曖昧でしたけれども、後で同じようなことを申し上げますが、富良野には大規模な酪農家もいれば、畑作で大きくやっている、あるいは水稲で大きくやっているなど、いろいろな方がおられます。しかし、私は、いま育てている方は、家族経営を中心とした昔からの富良野のスタイルで何とかやっけていこうという農家だと思うのですよ。ですから、ぜひとも大事にしてほしい。本当に、いままで育てて、現場でやってみてくださいということになったわけですから、行政としても、ここからのバックアップ、フォローが必要ではないか、そういうことを申し上げたつもりなのですけれども、どうでしょうか、話が合っていましたか。

議長（日里雅至君） 御答弁願います。

経済部長後藤正紀君。

経済部長（後藤正紀君） 宇治議員の再質問にお答えいたします。

行政としての支援なり役割分担ということだと思いますけれども、研修先につきましてもは担い手センター職員が定期的に訪問しながらいろいろなお話を聞いて、どういった不都合があるのか、あるいは、支援についての要望等も含めまして、どう対応していくのか、もちろん地域も一緒になって考えながら進めているところでございます。その中で、市としてできるもの、あるいは、どういふことが必要か、随時、検討、協議しながら進めていきたいと思っています。

以上です。

議長（日里雅至君） 続いて、質問ございますか。

11番宇治則幸君。

11番（宇治則幸君） 第2点目の農業における労働力不足についてでございます。

どの業種においても、労働力不足はもう大変なものです。こういう言い方はどうかと思いますが、市長の約束とか夢の中にも、たしか人材不足に対する文言が入った一行があったと記憶していますので、できればそのことについて市長からお聞きしたいのです。

例えば、富良野らしい作物を残すということですが、美瑛というまちの景観は丘のパッチワークと言われております。いまもパッチワークではあるけれども、古い写真を見て記憶している人が、いま美瑛に来てみると、やはり景観が変わっているというか、実際には単色化してきている面が多いと聞いております。富良野には、パッチワークにはなっていないかもしれないけれども、多様な農業のスタイルがあります。富良野に来て楽しみといえ

ば、当然、食べることがあると思いますが、そういう富良野らしさを残すためにも、機械化のできる農業とか、そういうのはどんどんやっていただいたらいいと思いますけれども、必要なのはやはり人の手間のかかるものをいかに継続していくかとだと思います。そのためには人手が必要なので、先ほどの担い手を育てるのと同じですが、その対策をどのように考えているか、改めて伺いたします。

議長（日里雅至君） 御答弁願います。

経済部長後藤正紀君。

経済部長（後藤正紀君） 宇治議員の再質問にお答えいたします。

先ほど、子育て世代の女性、あるいは50歳以上の方へのインターンシップを通じた中で就労にもつながってきているというお話をさせていただきました。また、いまは外国人の労働力の事例等も非常にございます。そういう中で、研修あるいは実習等での形もございまして、ワーキングホリデー等での活用みたいな方法もあるかと思っております。そのほかに、雇う農業者の方々には雇用条件等についても必要だという意識をそれぞれ持っていただきながら、こうした状況等を調査しながら、富良野でどういったものが可能なのか、それぞれ進めていきたいと思っております。また、後ほどの質問になると思いますが、労働力ということではもちろんあらゆる業界で人手が足りませんけれども、農業の省力化はそちらで使っていた労働力を手間のかかるものに回していけることにもつながってこようかと思っておりますので、トータル的に施策を進めていきたいと思っています。

以上です。

議長（日里雅至君） 続いて、質問ございますか。

11番宇治則幸君。

11番（宇治則幸君） 同じような質問で済みませんが、私には、富良野らしい作物、作付が富良野の農業や観光の柱となったという自負があるので、こういうスタイルをぜひとも維持していただきたい、そういう気持ちで労働力不足に対応していただきたいと思っているところでございます。

いまのお話にあった中で、例えば外国人労働力については、私は、正直に言うと、消極的です。法人がしっかり預かっているところもありますので、いままでの全てが悪くはないですが、いま、部長が言われたとおり、やはり、十分なコミュニケーションがとれないままに、仲介業者に搾取されてなかなか思ったように定着されないということも聞いております。ただ、外国人労働力については、実態として実習生も入っていますから、そういう時期がもう来ていることは間違いのないと思います。

もう一つ、市長のお言葉にあった農福連携という言葉があります。これも、使えるとすれば、さきの子育てマ

マさん方のインターンシップはそこそこうまくいくのですね。ところが、一方では、まだまだ現役でやれるのではないかという方がなかなか乗ってこないというか、ついてきていない実態があります。農福連携ですから、捉え方によってはいろいろあるでしょうけれども、例えば、市長が言われたように6次産業で冬場の雇用を考えるとときには、むしろ農福連携という言葉も生きてくるのではないかと思います。

そういうことも含めて、新しい形の労働力、あるいは農業の裾野を広げるということについてどうお考えでしょうか。

議長（日里雅至君） 御答弁願います。

市長北猛俊君。

市長（北猛俊君） 宇治議員の再質問にお答えさせていただきます。

労働力不足についての関係でございますが、いま不足している農業の労働力不足というのは、農業そのものが人の手による作業が多いこと、あるいは、作物によっては熟練した技術者と言われる方々を必要としている状況があると思います。しかしながら、最初の御答弁でもお答えさせていただきましたが、農業の就労環境が大変厳しいというイメージから、なかなか専門の技術を持った方々の定着を図れない状況にあるのかなというふうに思っております。同時に、そういった方々が、就労というか、労働力として農業に携わっていただくためには、前段に御答弁もさせていただきましたように、農業者みずからが雇用環境あるいは賃金の関係で魅力あるものに変えていっていただかなければならない、そういうことも一つあるのかなと思っております。

また、もう一方で、多様な労働力ということ言えば、農福連携ということでもお話しさせていただきました。これも、一つには、農業者の側の労働力としての確保もありますが、福祉の分野におきましては、農業の多面的な機能として、農作業に携わっていただくことでのリハビリあるいは機能回復にもつながるということでもあります。ですから、双方にとって価値があり、優しいまちづくりということにも貢献できるものになってくるかなというふうに思っております。

いずれにいたしましても、先ほど議員も御指摘になりましたが、富良野らしい農業を維持するために、いま、農業及び農村基本計画の中で富良野らしい雇用のあり方も御検討いただくことになっておりますので、そうした方々の御意見も参考にさせていただきながら充実させていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いたします。

議長（日里雅至君） 再質問ございますか。

11番宇治則幸君。

11番（宇治則幸君） では、3点目の最後のスマート

農業関係でお伺いいたします。

現状は、GPSガイダンス自動操舵システム、ハウスの自動換気システム、そして、今回、クラウド営農支援ソフトの導入に対しての助成ということで、少しずつ広がっております。ただ、広がっているといえども、1次募集ではたしか若干の残があったようです。でも、2次で募集をかけたら、お話を聞くとすぐ埋まったということなので、多分、若い人方はこういうことに食いつきがいいのだろうなと思っているところです。いま、こういう技術というのはどんどん進歩するでしょうし、間違いなく必要となる時代になってきているという理解の中で、導入できる人はどんどん進めていってほしいと思います。

ただ、私が助成金の募集の説明書を読んだら、去年、初めて導入された方、あるいは1次募集で使われた方は今回の募集には乗らないということです。例えば、規模が大きければ支援率は25%以内の何十万とかになりますが、こういうものが必要なのはどちらかというと同じメロンをつくっていても規模の大きい方とか棟数の多い方になりますので、新しい事業費では何ぼか増すとはいえますけれども、全体の施設に行き渡るまでの手当ては十分な対応が可能なのでしょうか。それとも、いまの農家の方は、1回100万円の事業をやって補助金をもらったらその1回で終わりなのか、将来的にはどういうふうに動かしていこうとお考えでしょうか。

議長（日里雅至君） 御答弁願います。

経済部長後藤正紀君。

経済部長（後藤正紀君） 宇治議員の再質問にお答えいたします。

昨年度から富良野市単独事業として取り組んでおりますスマート農業推進の事業でございますが、こちらにつきましては、現在、GPSガイダンス自動操舵でのトラクターの運転、さらに、ハウスの自動換気装置ということで、現状は一部の補助でございます、これをきっかけとしてそれぞれ広げていただければと思っております。補助金の部分で対応するというのももちろん理解いたしますが、皆さんは、全部が全部、これを使い切っているわけではございません。自分のハウス棟の一部をこれでやってみて、結果がよければ拡大しようというように、導入のきっかけづくりしてもらえばという意味での補助事業と認識してございます。今後とも、新しい技術等が出てきた場合には、それを支援のメニューにどんどん加えていきたいという考えでございます。

以上です。

議長（日里雅至君） 続いて、質問ございますか。

（「了解」と呼ぶ者あり）

議長（日里雅至君） 以上で、宇治則幸君の質問は終了いたしました。

## 散 会 宣 告

議長（日里雅至君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

明20日の議事日程につきましては、お手元に御配付のとおり、佐藤秀靖君、本間敏行君、黒岩岳雄君、関野常勝君、大栗民江君の一般質問を行います。

本日は、これをもって散会いたします。

午後2時52分 散会

上記会議の記録に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成30年 9月19日

議 長 日 里 雅 至

署名議員 関 野 常 勝

署名議員 大 栗 民 江